

一般廃棄物処理基本計画
(ごみ編)

平成30年3月

岸和田市

目 次

序章 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 本計画の目標年度.....	2
3 本計画の位置づけ.....	3
4 本計画の視点.....	5
5 本計画の点検・見直し・評価.....	5
第1章 本市の概況等.....	6
1 本市の概況.....	6
2 人口動態.....	7
3 産業の動向.....	8
3-1 事業所数と従業者数について.....	8
3-2 土地利用状況.....	9
第2章 ごみ処理の現状.....	10
1 ごみ収集の現状.....	10
2 ごみ処理の流れ.....	12
3 ごみ処理体制.....	14
3-1 中間処理.....	14
3-2 最終処分.....	15
4 ごみ処理実績.....	16
4-1 ごみ量の推移.....	16
4-2 家庭系ごみ原単位.....	18
4-3 事業系ごみ原単位.....	19
4-4 リサイクル率.....	20
4-5 最終処分率.....	21
4-6 ごみ処理経費の現況.....	22
5 ごみ処理の評価.....	23
6 ごみの減量化・資源化の状況.....	26

第3章 ごみ処理における課題	27
1 家庭系ごみ原単位	27
2 事業系ごみ原単位	28
3 事業系ごみの比率	29
4 リサイクル率	29
5 最終処分率	29
6 ごみ処理経費	29
7 資源ごみの分別区分数	30
8 不適正処理、不法投棄防止対策	30
第4章 目標の設定と基本方針	31
1 基本目標	31
2 目標達成のための体系	31
3 基本方針	32
4 基本目標達成のための役割	33
5 将来人口推計について	35
5-1 目標年度の設定	35
5-2 将来人口の設定	35
5-3 実績及び社人研、総合計画について	36
5-4 将来推計人口	37
6 ごみ量推計について	38
6-1 数値目標	38
7 ごみ量推計結果	40
7-1 現状維持した場合のごみ量の推計について	40
7-2 減量化施策等を行った場合の家庭系ごみ及び事業系ごみ量の推計について	41
7-3 減量化施策等を行った場合の家庭系ごみ量の推計について	42
7-4 減量化施策等を行った場合の事業系ごみ量の推計について	44
第5章 ごみ処理基本計画	46
1 ごみの発生抑制・再資源化計画	46
1-1 排出抑制	46
1-2 分別・リサイクル品目の拡大	49
1-3 環境教育	50
1-4 施設維持及び適正処理困難物への対応	51
1-5 災害時対策の推進	52

2 事業スケジュール	53
3 収集運搬計画	54
3-1 収集・運搬の基本方針	54
3-2 収集区域及び収集人口	54
3-3 収集体制	54
3-4 分別区分及び収集頻度等	54
4 中間処理計画	56
4-1 中間処理の基本方針	56
4-2 中間処理施設の延命化	56
5 最終処分計画	57
5-1 最終処分の基本方針	57
5-2 埋立ごみ量の推計	57
5-3 最終処分場整備計画	57
6 その他の事項	58
6-1 事業系一般廃棄物の対応	58
6-2 災害廃棄物対策	58
6-3 市民との協働	58
6-4 高齢化社会への対応	58
第6章 【資料編】	59
1 将来人口推計について	59
2 ごみ量推計について	60
2-1 家庭系ごみ	60
2-2 事業系ごみについて	63
3 ごみ量の実績及び予測について	66
3-1 ごみ量の実績及び予測(その1)	66
3-2 ごみ量の実績及び予測(その2)	67
3-3 ごみ量の実績及び予測(その3)	68

序章 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

岸和田市（以下、「本市」という。）では、平成10年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定したが、平成12年度において「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）が完全施行されるとともに、平成13年4月からは、「特定家庭用機器再商品化法」（以下、「家電リサイクル法」という。）が施行されるなど、廃棄物を取り巻く状況が大きく変化したことに伴い、一般廃棄物を適切に処理していくため、平成13年5月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しを行った。

また、その後も、各種リサイクル法の制定や改正など、廃棄物行政を取り巻く環境は変化を続け、地球環境保全の観点からも、市民生活や産業活動などから生じる廃棄物の適切な収集・処理対策を進め、市民、事業者、行政の三者が協働してごみの減量化に努めるとともに、資源物の再使用や再生利用を推進していくことによって、循環型社会の構築を目指すため、平成25年4月に一般廃棄物（ごみ）の処理に関する計画の見直しを行った。

その後、本市及び貝塚市で構成している、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下、「組合」という。）において、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（以下、「本計画」という。）を策定することが決定し、それにあわせ、これまで策定期間にずれが生じていた、本市と貝塚市の一般廃棄物処理基本計画の策定期間及び目標期間等の整合を図ることとした。

そのような状況から、このたび、本市、貝塚市、及び組合それぞれにおいて、本計画を策定する。

2 本計画の目標年度

本計画は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成40年度（2028年度）を目標年度とする。また、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、平成35年度を中間目標年度に設定する。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定的前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ、見直しを行う。



3 本計画の位置づけ

本計画は、「岸和田市総合計画」及び「岸和田市環境計画」を上位計画とするとともに、「環境基本法」「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、「資源有効利用促進法」という。）」「容器包装リサイクル法」などの各法律等に基づいた、本市における一般廃棄物（ごみ）の減量化、資源化及び中間処理、最終処分等のごみ処理に係る総合的な計画である。

なお、ごみの収集・運搬については本市単独で実施しているが、ごみの処理・処分については組合において実施している。そのため、本計画の見直しにあたっては貝塚市及び組合と調整を図りながら行う。本計画の位置づけを図1に示す。また、本計画に係る法令の概要を表1に示す。

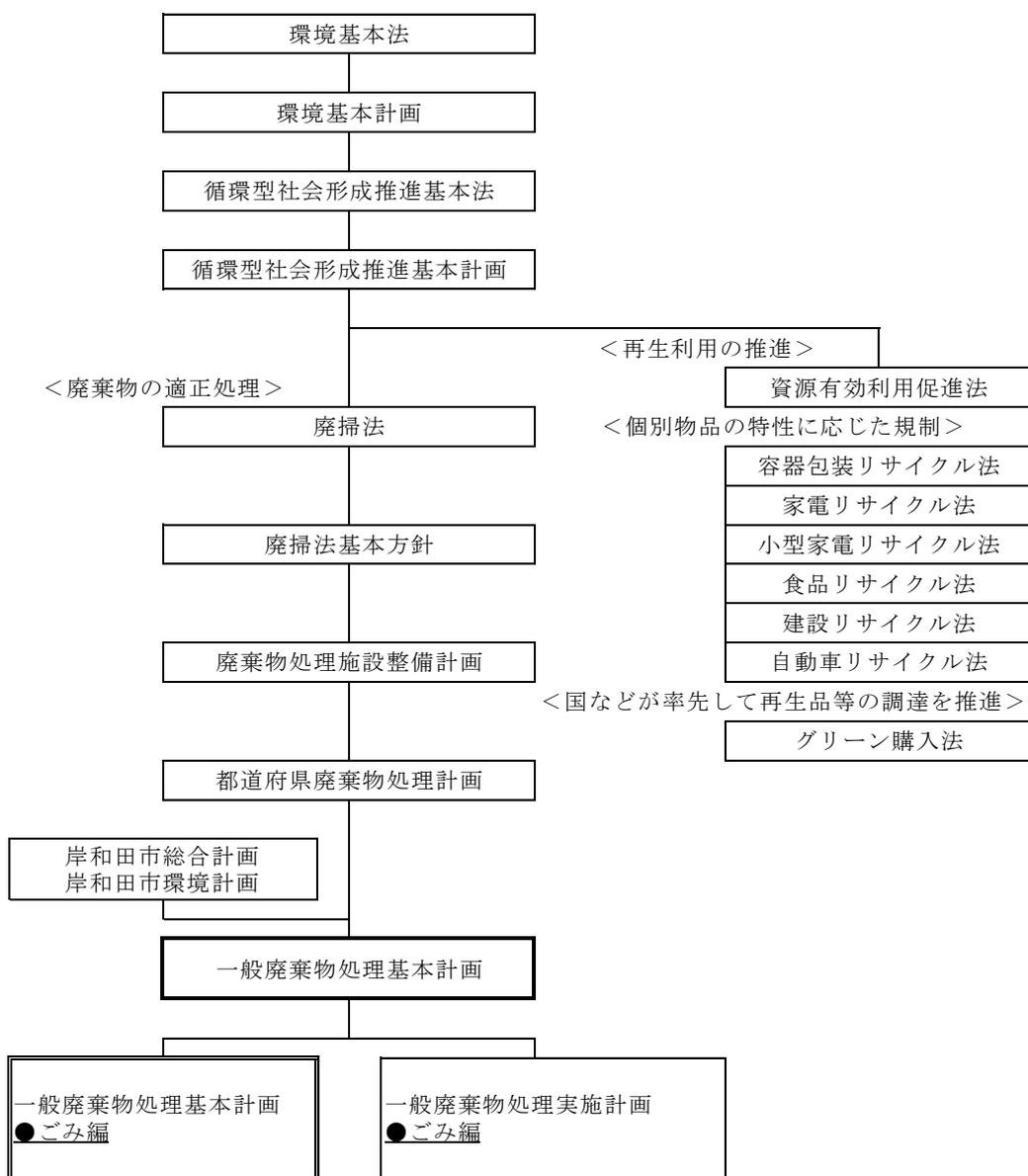


図1 本計画の位置づけ

表1 本計画に係る法令の概要

法令名称	制定年度	概要
環境基本法	平成5年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)	昭和45年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成12年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成7年度	家庭等から排出されるごみの大半(容積比約60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成10年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務づけることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成25年度	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成12年度	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成12年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づけ、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成14年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済み自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済み自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成12年度	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

4 本計画の視点

本計画の見直しにあたっては次のような視点を考慮した計画とする。

- 次世代へより良い地球環境を引き継いでいくため、環境への負荷削減を図るものであること。
- ごみの発生抑制を推進し、その上で排出されたごみについては、できる限り資源化(リサイクル)を図り、資源化できないごみについては適正な処理を行うこと。
- 市民、事業者、行政がそれぞれの役割・責務を認識し、三者が協働して推進していくこと。

5 本計画の点検・見直し・評価

一般廃棄物処理基本計画は、資源循環に係わる様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画である。

これらの目標を達成するためには、計画の各段階において推進状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があり、また、環境を取り巻く社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要である。

点検は、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点を整理する。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画の見直しを行うものとする。

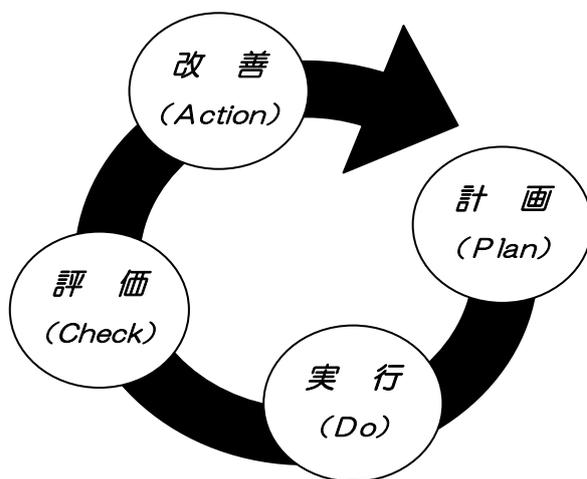


図2 本計画におけるPDCAサイクル（イメージ図）

第1章 本市の概況等

1 本市の概況

本市は、大阪府南部の泉州地域に位置し、1922年（大正11年）に全国で87番目に市制を敷いた市である。

大阪湾に臨む本市の中心市街は寛永年間（17世紀初め）以降、岡部氏の城下町として発達し、明治中期以後は泉州綿織物を主とする紡織工業都市として発展してきた。また、金属、機械器具、レンズ工業も盛んとなり、臨海部の埋立地には1966年（昭和41年）以降、木材コンビナート、鉄工団地が建設されている。

和泉山脈北麓と台地では溜池灌漑（ためいけかんがい）による米のほかタマネギ、ミカンや桃、花卉（かき）の栽培が盛んとなっている。

本市は古くから「城とだんじりのまち」として知られ、最近では臨海部の浪切ホールやベイサイドモール、山間部の「牛滝温泉・いよやかの郷」が、本市の新しい顔として近隣からの多くの若者やリゾート客でにぎわいを見せている。また丘陵地区では現在、「都市」「農」「自然」が融合した「ゆめみヶ丘岸和田」のまちづくりを進めている。

なお、関西国際空港から車で約15分という距離にあり、大阪都心部からはJR阪和線、南海電鉄南海本線、阪和自動車道、阪神高速湾岸線が通じている。

本市では近年、人口減少及び少子高齢化が進み、人口については今後も減少していくことが見込まれている。この影響から、家庭系ごみ量は、平成26年度以降減少傾向にある。一方、事業系ごみ量については、事業所数の増減に伴い変動する傾向のものであり、直近の5年間でみると事業所数は減少しているが、ごみ量は増加している。

今後、ごみ量については、さらなる減量化の推進が求められており、これまで講じてきた施策の周知徹底や新たな施策を講じていく必要がある。

2 人口動態

本市の各年度10月1日時点の合計人口は、次に示すとおり、減少傾向を示している。

また、人口ピラミッドから、本市はつぼ型であり、少子高齢化が進行していると考えられる。

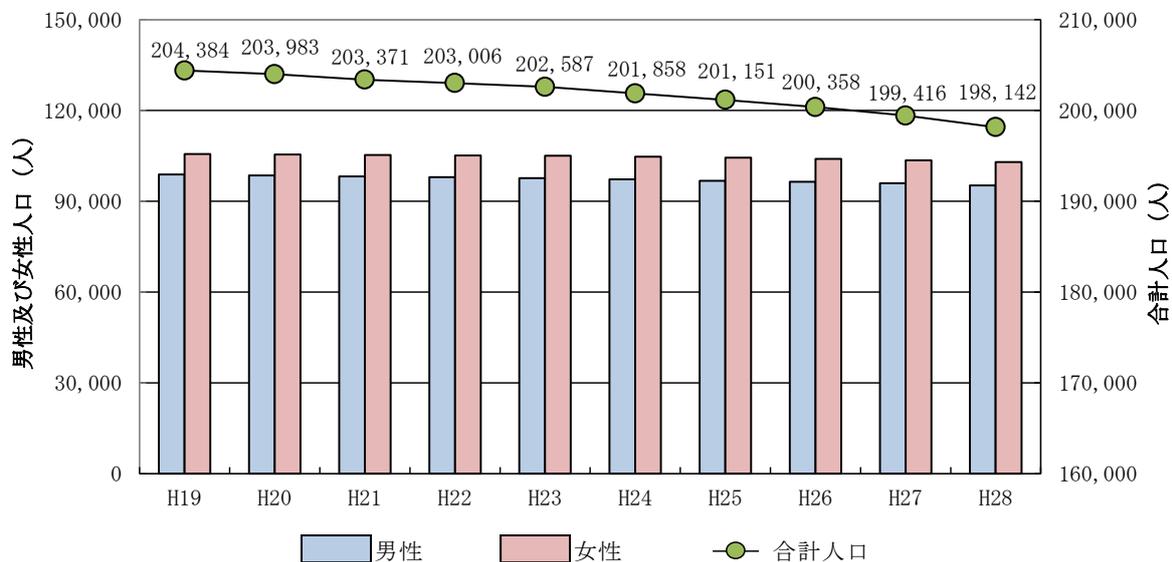


図1-2-1 人口の推移

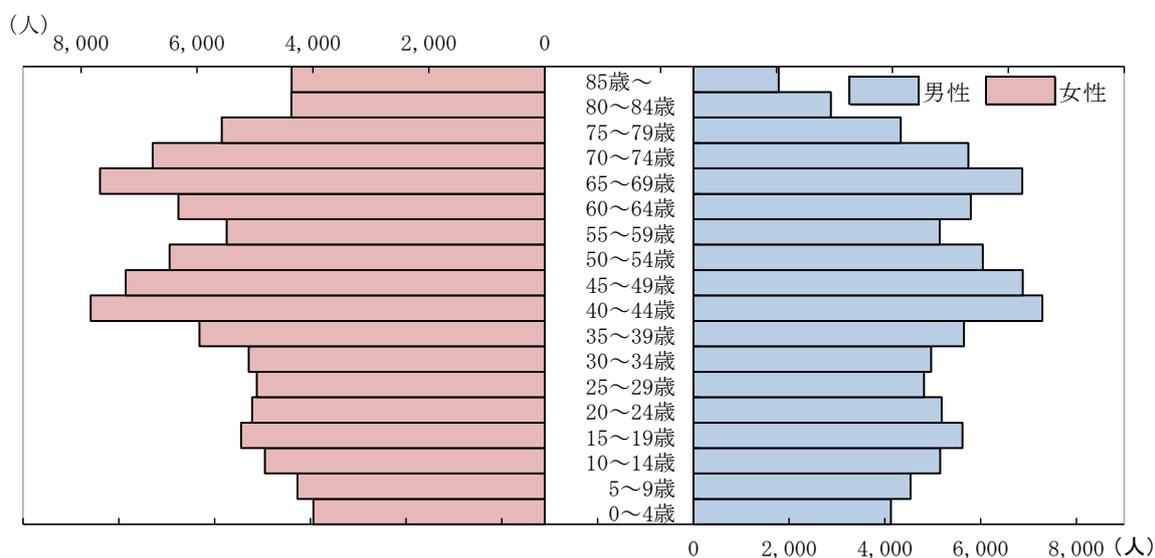


図1-2-2 人口ピラミッド (平成28年度)

3 産業の動向

3-1 事業所数と従業者数について

本市の第1次産業、第2次産業、第3次産業それぞれについて、平成21年度、平成26年度の事業所数及び従業者数は次に示すとおりである。

本市では、第3次産業が最も栄えており、事業所数で見ると、平成26年度時点で、8割以上が第3次産業の事業所である。平成21年度と直近の平成26年度を比較すると、事業所数は約93%、従業者数は約92%になっている。

表1-3-1 産業別の事業所数及び従業者数

			平成21年度	平成26年度
総事業所数（事業所）			8,329	7,727
総従業者数（人）			76,486	70,742
第1次	事業所	事業所数（事業所）	9	12
		構成比（%）	0.1	0.2
	従業者	従業者数（人）	72	97
		構成比（%）	0.1	0.1
第2次	事業所	事業所数（事業所）	1,624	1,495
		構成比（%）	19.5	19.3
	従業者	従業者数（人）	16,027	14,516
		構成比（%）	21.0	20.5
第3次	事業所	事業所数（事業所）	6,696	6,220
		構成比（%）	80.4	80.5
	従業者	従業者数（人）	60,387	56,129
		構成比（%）	79.0	79.3

出典：「経済センサス」より（平成21年：7月1日時点、平成26年：7月1日時点）

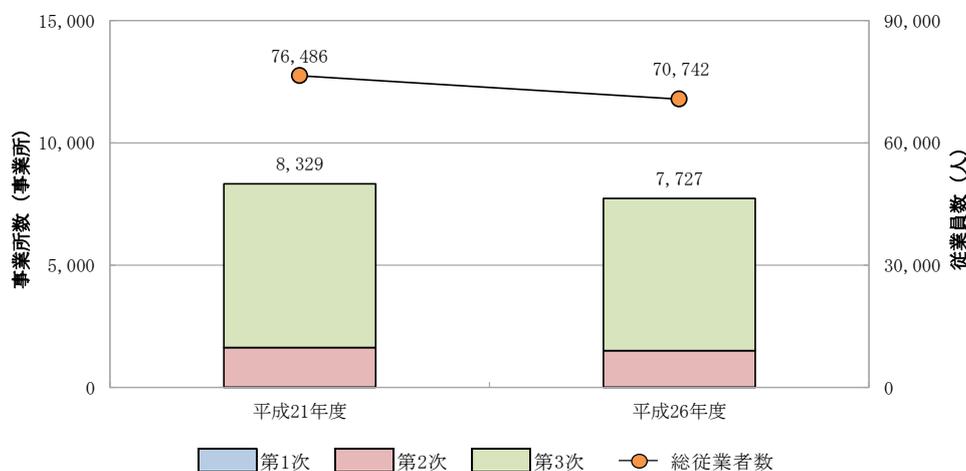


図1-3-1 産業別の事業所及び従業者数

3-2 土地利用状況

本市の土地利用状況については、次に示すとおりであり、宅地の割合が最も高く、平成28年度時点で、45.4%を占めており、田が17.6%、畑が15.8%、山林が13.4%と続いている。

表1-3-2 土地利用状況について

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	
	面積 (m ²)	割合 (%)					
合計	35,524,226	35,386,561	35,400,625	35,355,297	35,336,607	35,483,351	100.0
田	6,463,518	6,415,311	6,366,520	6,342,406	6,299,527	6,243,412	17.6
畑	5,771,726	5,737,967	5,731,881	5,635,192	5,619,350	5,606,334	15.8
宅地	15,842,107	15,913,222	15,970,783	16,011,658	16,055,525	16,116,648	45.4
池沼	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	0.0
山林	4,712,596	4,634,201	4,642,682	4,623,640	4,616,128	4,741,472	13.4
原野	291,651	291,651	291,909	298,783	288,050	288,470	0.8
雑種地、その他	2,441,622	2,393,203	2,395,844	2,442,612	2,457,021	2,486,009	7.0

各年1月1日現在

出典：「大阪府統計年鑑」より

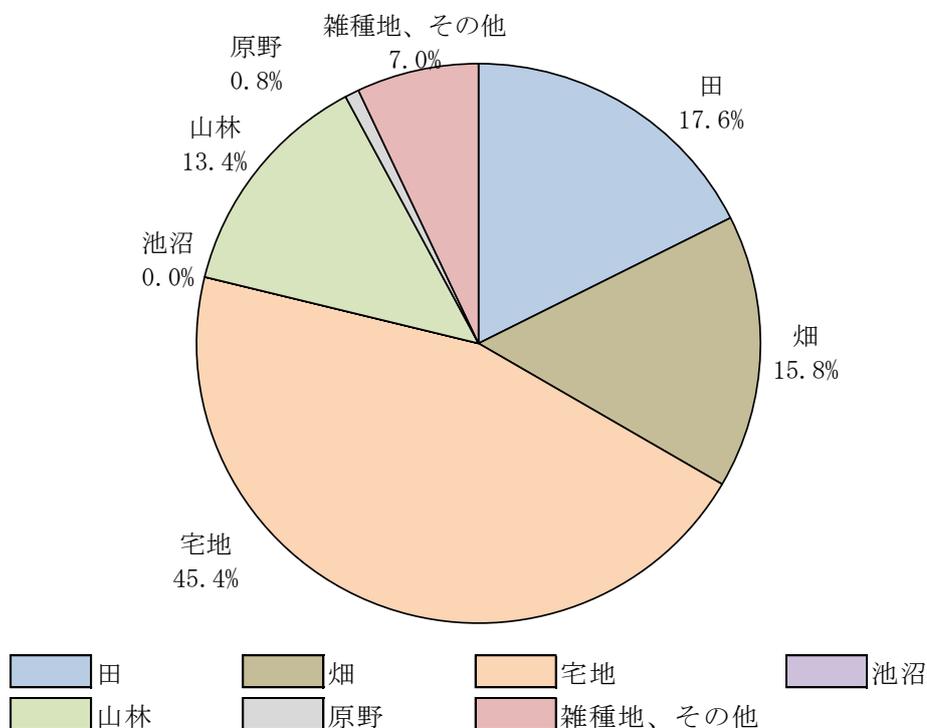


図1-3-2 土地利用状況について

第2章 ごみ処理の現状

1 ごみ収集の現状

本市におけるごみの分別収集及び収集頻度等については、表2-1-1に示すとおりである。
また、資源化に関する状況については、表2-1-2に示すとおりである。

表2-1-1 ごみ分別及び収集頻度等の状況

ごみ分別	ごみの種別	主な回収品目	収集主体	収集方法	収集頻度
普通ごみ	可燃ごみ	野菜くず、魚のあら、ティッシュ等、細かい紙くずなどの「燃やせるごみ」	市直営委託業者	ステーション収集 (有料指定袋)	週2回 (祝祭日も収集)
空きビン 空きカン ペットボトル	資源ごみ	飲料用等の空きビン・空きカン、ペットボトル、カセットコンロ用ガス缶等	市直営委託業者	ステーション収集	週1回 (祝祭日も収集)
プラスチック製容器包装	資源ごみ	ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装	市直営委託業者	ステーション収集	週1回 (祝祭日も収集)
紙パック	資源ごみ	牛乳・ジュース等の紙パック(内側がアルミ加工されていない紙パック)	委託業者	拠点回収	排出は随時
ペットボトル	資源ごみ	ペットボトル	市直営	拠点回収 (主に店頭回収)	排出は随時
廃食用油	資源ごみ	廃食用油	委託業者	拠点回収 ※一部常設	年2回
粗大ごみ	粗大ごみ	電化製品「家電4品目及びパソコン」を除く、タンス、ストーブなどの粗大ごみ	市直営	申込制による各戸収集 (粗大ごみ処理券を貼付して排出)	随時
埋立ごみ	不燃ごみ	破損した蛍光灯・化粧品等のビン・せともの類	市直営	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
小さな金属類	不燃ごみ	なべ・やかん・フライパン・傘他、長さ25cm以下の金属類(電化製品は除く)	市直営	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
廃蛍光灯	その他ごみ	破損していない廃蛍光灯	市直営	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
廃乾電池	その他ごみ	廃乾電池	市直営	拠点回収	排出は随時
集団回収	集団回収	※ダンボール等と (1)新聞 (2)雑誌 (3)古布等 ※古布については未回収の団体もある。	再生資源回収業者	地域の集団回収で指定された日	各地域による

表2-1-2 資源化に関する状況

ごみ種	資源物	排出場所	収集運搬	集積場所	資源物の行先	資源化製品
空きカン	アルミ スチール	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市 貝塚市ク リーンセ ンター	民間業者	アルミ缶、その 他アルミ製品、 鉄製品
空きビン	リターナ ルビン	業者引取	—	—	酒、ビール 関係メーカー	酒ビン・ビール ビン等
	その他の ビン類	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市 貝塚市ク リーンセ ンター	ビン・カレット販 売メーカー	ガラス・ビン等
プラスチック製 容器包装		ステーション	市直営 委託業者	民間中間 処理業者	民間再資源化業者	パレット等
粗大ごみ (金属)	アルミ	各戸(申込制)	市直営	岸和田市 貝塚市ク リーンセ ンター	民間再資源化業者	アルミ製品、鉄 製品
	スチール					
	その他					
小さな 金属類	アルミ	町会館、集会所等	市直営	岸和田市 貝塚市ク リーンセ ンター	民間再資源化業者	アルミ製品、鉄 製品
	スチール					
廃蛍光管		町会館、集会所等	市直営	岸和田市 貝塚市ク リーンセ ンター	廃蛍光灯資源化メ ーカー	ガラス、アル ミ、水銀等
紙パック類 (洗う、開く、乾かす)		量販店・公共施設 (24ヶ所中、自主 回収12店舗)	委託業者	環境課	製紙メーカー	ティッシュペ ーパー、トイレ ットペーパー 等
廃乾電池		回収BOX(186ヶ所) 小・中学校含む	市直営	岸和田市 貝塚市ク リーンセ ンター	廃乾電池資源化メ ーカー	マンガン、アル カリ、リチウム 等
ペットボトル (洗う、乾かす、キャ ップを取る、ラベル をはがす)		ステーション、量 販店、公共施設、 回収BOX (12店舗24ヶ所)	市直営 委託業者	岸和田市 貝塚市ク リーンセ ンター	プラスチック製品 メーカー	繊維製品、カー ペット、作業 服、プリンター 等
廃食用油		各町会、自治会毎 に日時、場所を定 め実施	委託業者	環境課 民間業者	化石燃料代替品製 造メーカー	燃料
ダンボール 新聞 雑誌類 布類		集団回収 町会、子供会、婦 人会、老人会等の 団体が日時、場所 を定め実施(199 団体)	再生資源 回収業者	—	再生加工メーカー	再生紙、新聞 紙、トイレット ペーパー等

※上記のごみ種には、直接資源化の項目を含む。

2 ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理の流れは図2-2-1に示すとおりである。

家庭系のごみは「普通ごみ」「空きビン・空きカン・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「粗大ごみ」「埋立ごみ」「小さな金属類」「廃蛍光管」「紙パック」「廃乾電池」「ペットボトル」及び「廃食用油」の11種類となっており、その他、各地域の住民団体によって集団資源回収が行われている。

このうち、「普通ごみ」及び「可燃性粗大ごみ」は組合の焼却処理施設で焼却した後、焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。）に搬入し、埋立処分を行っている。

「埋立ごみ」及びリサイクルプラザ施設内に整備された粗大ごみ処理施設に搬入された「不燃性粗大ごみ」及び「小さな金属類」は、破碎機によって細かく破碎し、鉄やアルミ等の資源物を選別した後、資源化できない選別残渣を大阪湾フェニックスセンターで埋立処分している。

また、「空きビン・空きカン・ペットボトル」は同一の袋にてステーション回収し、資源化处理している。ただし、「ペットボトル」は、ステーション回収に加え、拠点回収も併せて実施している。

「廃乾電池」及び「廃蛍光管」はストックヤードに貯留した後、資源化業者に引き渡して資源化している。

「紙パック」は環境課で回収した後、民間資源化業者に引き渡して資源化しており、「プラスチック製容器包装」については収集後、中間処理を業者に委託し、資源化業者によって資源物を選別した後、プラスチック再生品や固形燃料等の原料として利用されている。

平成4年度から収集している「廃食用油」は、資源化業者に回収及び資源化を委託しており、燃料として利用されている。

なお、家庭及び事業所から組合に直接搬入されるごみや、許可業者によって事業者から回収されるごみについても同様の処理を行っている。

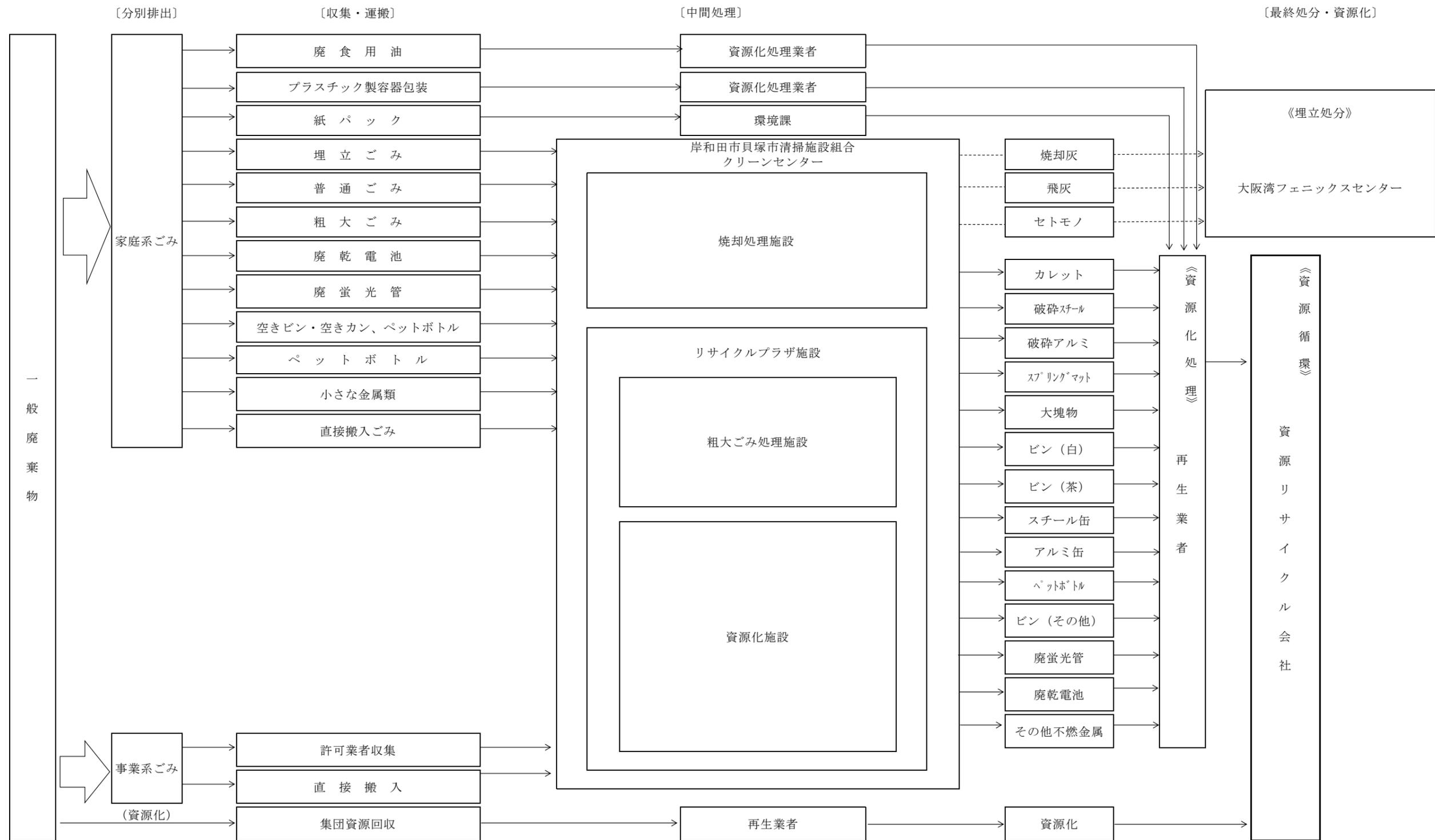


図2-2-1 ごみ処理の流れ

3 ごみ処理体制

3-1 中間処理

本市では、普通ごみや可燃性粗大ごみの焼却処理及び空きビン・空きカン、ペットボトルや不燃性粗大ごみ等の中間処理については、岸和田市貝塚市クリーンセンターで行っている。

岸和田市貝塚市クリーンセンターの概要を次に示す。

表2-3-1 岸和田市貝塚市クリーンセンターの概要

施設名称		岸和田市貝塚市クリーンセンター	
所在地		大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2	
事業主体		岸和田市貝塚市清掃施設組合	
敷地面積		89,999.99m ²	
主要建物		ごみ処理施設棟（地下1階、地上7階建） リサイクルプラザ棟（地上6階建） 管理啓発棟、計量棟等	
建築面積		25,313.92m ²	
延床面積		53,799.98m ²	
緑化面積		34,478.94m ²	
建設工期		着工：平成14年8月 竣工：平成19年3月	
焼却処理施設	処理能力	531 t / 日（177 t / 炉 × 3 基）	
	処理方式	全連続式焼却炉（ストーカ炉）	
	発電設備	抽気復水タービン（発電出力最大12,000kW）	
	煙突高さ	100m	
リサイクルプラザ	粗大ごみ処理施設	処理能力	41 t / 日
		破碎設備	可燃性粗大ごみ：せん断式破碎処理設備 不燃性粗大ごみ：回転式破碎処理設備
	資源化施設	処理能力	32.6 t / 日
		処理設備	缶・びん・ペットボトル選別処理設備

3-2 最終処分

岸和田市貝塚市クリーンセンターで発生した焼却残渣と埋立ごみ等の不燃物は、大阪湾フェニックスセンターへ搬入し、最終処分を行っている。

大阪湾フェニックスセンターの概要及び埋立進捗率は次に示すとおりである。

なお、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）において、平成24年12月に大阪湾圏域広域処理場整備実施計画が改定されたことから、平成39年度まで本市を含む近畿2府4県168市町村から生じる廃棄物の最終処分が可能となっている。

表2-3-2 大阪湾フェニックスセンターの位置及び規模の概要

埋立場所名	位 置	規 模	
		面積 (ha)	埋立容量 (万m ³)
泉大津沖 埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先	203	2,765.0
尼崎沖 埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	1,578.2
神戸沖 埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	1,500.0
大阪沖 埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	1,397.5
合 計	—	499	7,555.7

表2-3-3 大阪湾フェニックスセンターの埋立進捗率の概況

分場名	区画名	残余容量 (万m ³)	進捗率 (%)	進捗状況
泉大津沖	管理型	42.0	96.1	廃棄物受け入れをH13年度末終了
	安定型	146.0	92.7	—
	全 体	188.0	93.9	—
尼崎沖	管理型	4.0	99.1	廃棄物受け入れをH13年度末終了
	安定型	24.0	97.8	—
	全 体	28.0	98.2	—
神戸沖	管理型	427.0	71.5	廃棄物受け入れをH13年12月開始
大阪沖	管理型	1,033.0	26.1	H13年10月に護岸工事着工 H21年10月1日より供用開始
合 計		1,892.0	—	—

出典：大阪湾フェニックスセンター 平成28年3月現在

4 ごみ処理実績

4-1 ごみ量の推移

ごみの搬入形態別年間量は、次に示すとおり、平成24年度以降は増加傾向にある。なお、家庭系ごみは横ばい傾向、事業系ごみは増加傾向を示しており、集団回収量は減少傾向を示している。

また、種類別に見ると、可燃ごみと粗大ごみが増加傾向を示している。

表2-4-1 搬入形態別年間ごみ量の推移

単位：t

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	72,706	71,979	72,902	75,474	75,685	73,011
家庭系ごみ	37,085	36,832	37,042	38,290	37,105	36,127
家庭系収集ごみ	35,081	34,684	34,597	35,504	35,095	34,468
家庭系直接搬入ごみ	2,004	2,148	2,445	2,786	2,010	1,659
事業系ごみ	28,218	28,156	29,152	30,690	32,386	31,081
事業系収集ごみ	24,470	24,129	24,955	25,700	26,241	26,326
事業系直接搬入ごみ	3,748	4,027	4,197	4,990	6,145	4,755
集団回収量	7,403	6,991	6,708	6,494	6,194	5,803

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

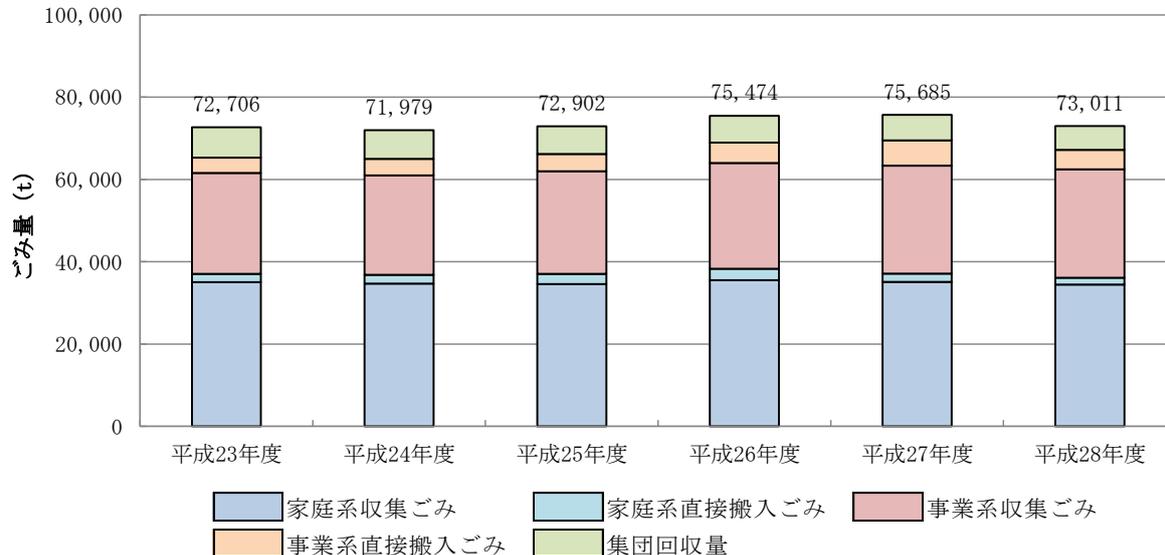


図2-4-1 搬入形態別年間ごみ量の推移

表2-4-2 ごみ種別年間量の推移

単位：t

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	65,303	64,988	66,194	68,980	69,491	67,208
可燃ごみ	58,105	57,757	58,695	61,169	61,685	59,982
不燃ごみ	266	262	250	233	236	206
資源ごみ	5,255	4,992	5,050	5,140	5,071	4,935
その他	36	37	35	30	29	29
粗大ごみ	1,641	1,940	2,164	2,408	2,470	2,056

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より



図2-4-2 ごみ種別年間量の推移

4-2 家庭系ごみ原単位

本市の家庭系ごみ原単位については、次に示すとおり、横ばい傾向を示している。

なお、本計画内における家庭系ごみ原単位（g/人日）とは、1人1日平均排出量のことを言う。

表2-4-3 家庭系ごみ原単位の推移

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口	人	202,587	201,858	201,151	200,358	199,416	198,142
家庭系ごみ原単位	g/人日	501.5	499.9	504.5	523.6	509.8	499.5
家庭系ごみ量	t	37,085	36,832	37,042	38,290	37,105	36,127

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

※人口は、各年度10月1日時点

※家庭系ごみ原単位（g/人日）=家庭系ごみ量（t）×10⁶÷人口（人）÷365（日）

※家庭系ごみ原単位は、家庭系ごみに資源ごみを含めた値とする。

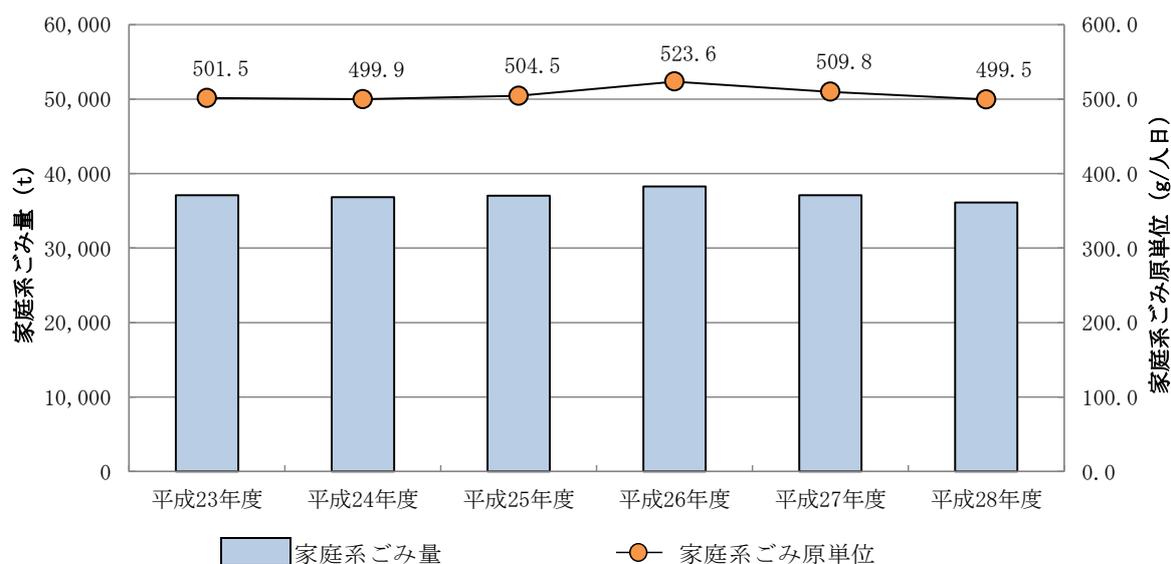


図2-4-3 家庭系ごみ原単位の推移

4-3 事業系ごみ原単位

本市の事業系ごみ、事業所数及び事業系ごみ原単位については、次に示すとおり、事業所数は、平成21年度と平成26年度にかけて減少しているが、事業系ごみ及び事業系ごみ原単位は増加傾向を示している。

なお、本計画内における事業系ごみ原単位（t/事業所）とは、1事業所1年あたりの排出量のことを言う。

表2-4-4 事業系ごみ原単位

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業所数	事業所	8,329	8,329	8,329	7,727	7,727	7,727
事業系ごみ原単位	t/事業所	3.4	3.4	3.5	4.0	4.2	4.0
事業系ごみ量	t	28,218	28,156	29,152	30,690	32,386	31,081

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

※事業系ごみ原単位は、事業系ごみに資源ごみを含めた値とする。

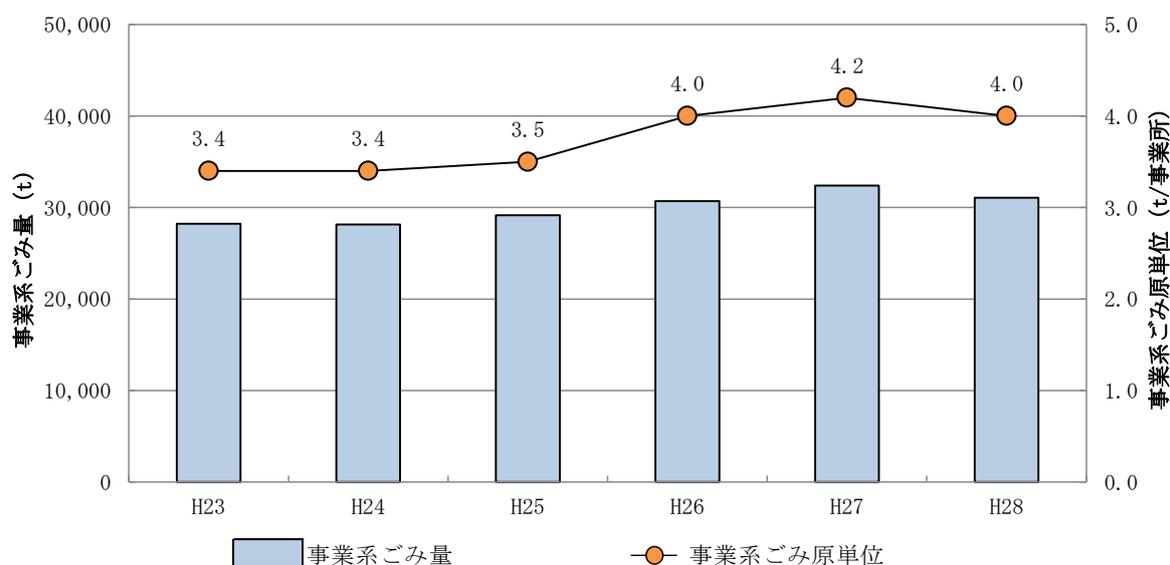


図2-4-4 事業系ごみ原単位

4-4 リサイクル率

本市のリサイクル率は、次に示すとおり、減少傾向を示している。

表2-4-5 リサイクル率の推移

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ごみ量	t	72,706	71,979	72,902	75,474	75,685	73,011
総資源化量	t	11,718	11,562	11,141	11,405	11,112	10,614
資源化量	t	4,315	4,571	4,433	4,911	4,918	4,811
集団回収量	t	7,403	6,991	6,708	6,494	6,194	5,803
リサイクル率	%	16.1	16.1	15.3	15.1	14.7	14.5

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

※ごみ量には、集団回収量を含む。

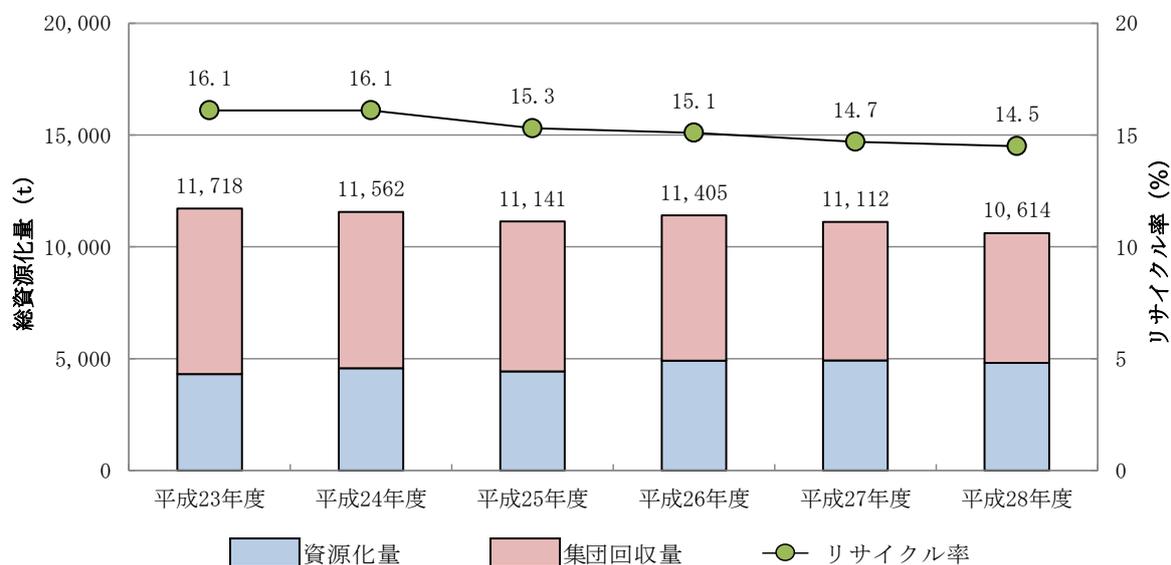


図2-4-5 リサイクル率の推移

4-5 最終処分率

本市の最終処分率は、次に示すとおり、横ばい傾向を示している。

表2-4-6 最終処分率の推移

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ごみ量	t	65,303	64,988	66,194	68,980	69,491	67,208
最終処分量	t	8,448	8,607	8,494	8,896	8,888	8,678
焼却残渣	t	7,233	7,897	8,003	8,411	8,487	8,319
処理残渣	t	1,215	710	491	485	401	359
直接最終処分量	t	0	0	0	0	0	0
最終処分率	%	12.9	13.2	12.8	12.9	12.8	12.9

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

※ごみ量には集団回収量を含まない。

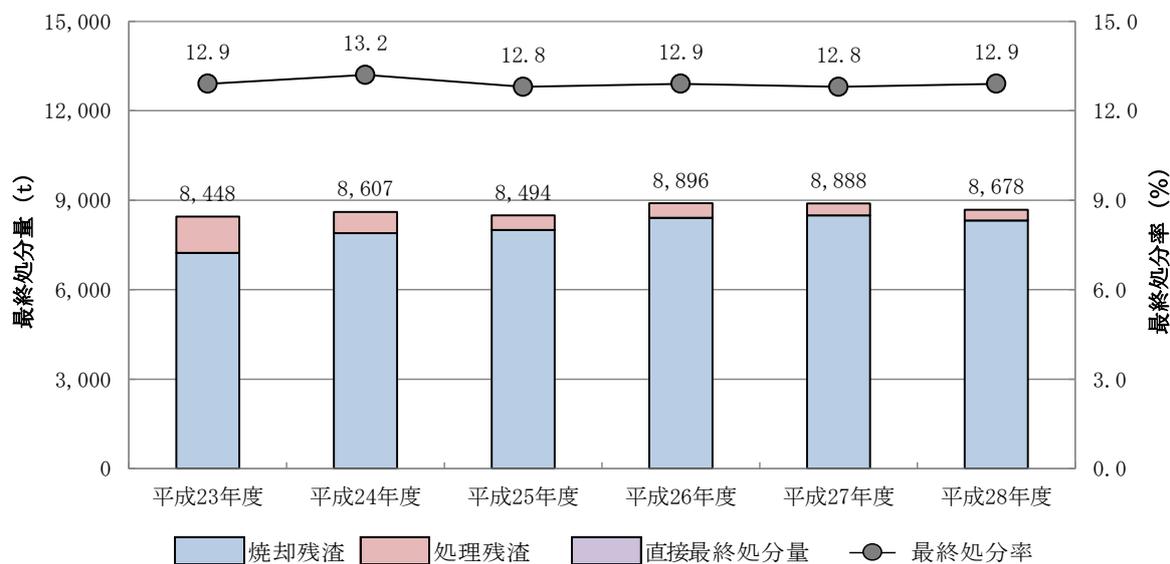


図2-4-6 最終処分率の推移

4-6 ごみ処理経費の現況

本市におけるごみ処理に係る経費は、次に示すとおりである。

表2-4-7 ごみ処理に係る経費の概要

単位：千円

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0		
		中間処理施設	0	0	0	0	0		
		最終処分場	0	0	0	0	0		
		その他	0	0	0	0	0		
	調査費	0	0	0	0	0			
	組合分担金	993	608	354	51,391	146,748	187,186		
	小計	993	608	354	51,391	146,748	187,186		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	40,605	39,899	36,237	37,006	43,595	61,243	
		技能職	収集運搬	308,599	303,232	289,896	281,242	254,305	229,663
			中間処理	0	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	31,313	106,953	109,753	122,877	129,466	108,717	
		中間処理費	0	0	0	0	0	0	
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	
		車両等購入費	0	0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	1,028,737	1,038,410	1,045,454	1,083,923	1,082,579	1,080,096	
		中間処理費	109,733	107,010	107,778	108,949	98,464	95,327	
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	
		組合分担金	493,112	557,657	667,947	518,771	216,317	299,360	
調査研究費		0	0	0	0	0	0		
小計	2,012,099	2,153,161	2,257,065	2,152,768	1,824,726	1,874,406			
その他	112,708	46,042	44,459	48,566	38,663	36,060			
合計	2,125,800	2,199,811	2,301,878	2,252,725	2,010,137	2,097,652			
総ごみ排出量 (t)	72,706	71,979	72,902	75,474	75,685	73,011			
1tあたり処理経費 (円)	29,238	30,562	31,575	29,848	26,559	28,731			
人口 (人)	202,587	201,858	201,151	200,358	199,416	198,142			
1人あたり処理経費 (円)	10,493	10,898	11,444	11,243	10,080	10,587			

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

5 ごみ処理の評価

本市におけるごみ処理を評価するにあたり、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(以下、「評価支援ツール」という。)」を用いることとし、評価結果は示すとおりである。

評価支援ツールとは、市町村が、住民に対し、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価した、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」を公表することを支援するために作成されたものである。

なお、評価支援ツールで記載されている値は、環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査結果」を基に算定されているが、算定方法が本計画内で用いている方法と異なるため、本計画内の値とは整合が図れていないことから、あくまでも参考資料の一つとして記載する。

※本市の評価結果は、同一都道府県内で比較している。

表2-5-1 評価支援ツール結果

項目	年度	単位	本市	平均	最大	最少	偏差値
① 1人1日あたりのごみ排出量	H23	kg/人日	0.983	0.960	1.332	0.712	48.2
	H24		0.977	0.943	1.332	0.727	47.3
	H26		1.032	0.930	1.272	0.712	41.0
	H27		1.037	0.926	1.272	0.710	39.7
② リサイクル率 (RDF・セメント原料化等除く)	H23	-	16.1%	15.5%	32.9%	3.9%	51.1
	H24		16.1%	15.5%	31.3%	4.0%	51.2
	H26		15.0%	15.5%	29.6%	6.5%	49.0
	H27		14.6%	15.3%	29.7%	6.4%	48.5
③ 最終処分率	H23	-	11.6%	12.4%	20.4%	4.3%	52.6
	H24		12.0%	12.3%	24.7%	4.5%	50.9
	H26		11.8%	11.6%	16.7%	4.0%	49.3
	H27		11.7%	11.5%	16.7%	4.7%	49.1
④ 1人あたりの処理経費	H23	円/人年	12,140	12,888	28,060	7,031	52.1
	H24		12,701	12,550	20,629	7,385	49.5
	H26		14,695	13,168	29,958	7,632	45.8
	H27		12,968	13,870	31,973	7,381	52.2
⑤ 最終処分減量に関する費用	H23	円/t	38,273	41,504	91,421	22,667	52.7
	H24		39,443	40,902	76,968	23,035	51.3
	H26		43,258	42,867	99,350	23,105	49.7
	H27		37,485	44,991	101,672	23,458	55.5

※評価支援ツールでは、H25の値が公表されていないため、本計画でもH25を除く直近5年間の値を記載する。

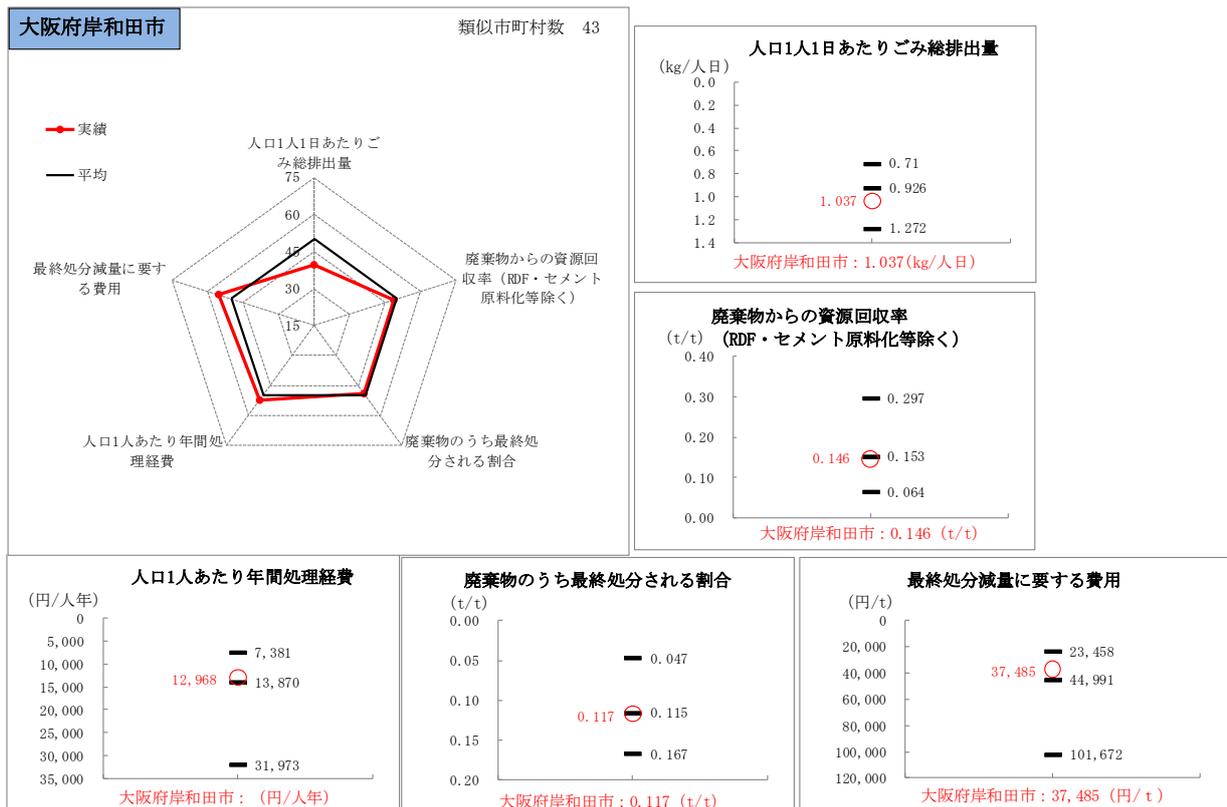


図2-5-1 評価支援ツール結果（平成27年度）

①1人1日あたりのごみ排出量

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、平成27年度において1.037 kg/人日であり、平均（0.926kg/人日）と比較して、0.111kg程度多い値となっており、年々、平均との差が大きくなっている。なお、この項目が、①から⑤のうち、最も偏差値が低い項目である。

②リサイクル率

本市のリサイクル率は、平成27年度において14.6%であり、平均（15.3%）と比較すると、0.7%程度低い割合となっており、平成23年度時点では、平均を上回っていたが、平成26年度以降下回っている。

③最終処分率

本市の最終処分率は、平成27年度において約11.7%であり、平均（11.5%）と比較して、0.2%程度高い割合となっている。平均は年々割合が低くなっているが、本市は、横ばい傾向を示している。

④1人あたりの処理経費

本市の1人あたりの処理経費は、平成27年度において12,968円/人年であり、平均（13,870円/人日）と比較して、1,000円程度低い値となっている。なお、平成26年度を除いた年度で比較すると、横ばい傾向を示している。

⑤最終処分減量に関する費用

本市の最終処分減量に関する費用は、平成26年度において37,485円/tであり、平均（44,991円/t）と比較して、7,500円程度低い値となっている。また、傾向としては、年々増加傾向を示していたが、平成27年度に減少している。

6 ごみの減量化・資源化の状況

本市では減量化・資源化策として、次のような施策を実施している。

- (1) 環境フェアの実施（平成6年度から）
- (2) 3Rふれあいフェアの実施（平成19年度から）
貝塚市、組合との合同開催
- (3) 啓発用冊子の配布（平成5年度から）
一般家庭：全戸配布 事業所：8,000事業所
- (4) 有価物の集団回収奨励金制度（平成3年度から）
 - 対象物：新聞、雑誌、ダンボール、古布
 - 奨励金：6円/kg
 - 交付団体数：平成28年度199団体
- (5) 家庭用生ごみ処理機購入補助制度（平成23年度から）
 - 電気を必要とする処理機器（1/2補助、上限20,000円） 平成28年実績 8件
 - 電気を必要としない処理機器（1/2補助、上限3,000円） 平成28年実績 9件
- (6) 廃棄物減量等推進員制度の設置
 - 平成28年度現在 総数348名
- (7) 普通ごみ有料指定袋制度（平成22年度から）
 - 45リットル指定袋 45円/枚
 - 30リットル指定袋 30円/枚
 - 20リットル指定袋 20円/枚
 - 10リットル指定袋 10円/枚
- (8) 粗大ごみシール制度（平成14年度から）
 - 45リットル袋1個または3辺の長さの合計が3メートル以内のもの1個 500円
 - 上記を超えるもの1個 1,000円

第3章 ごみ処理における課題

1 家庭系ごみ原単位

泉州ブロック（「大阪府ごみ処理広域化計画」で定義されているもの）の構成市町と大阪府下市町村平均及び全国平均の家庭系ごみ原単位は示すとおりである。

平成27年度における本市の家庭系ごみ原単位は510g/人日となっており、大阪府下市町村平均値（514g/人日）及び、全国平均値（611g/人日）を下回っている。ただし、泉州ブロックのその他の市町村と比較すると、本市は比較的的家庭系ごみ原単位が高く推移しているが、今後も、ごみ減量化に努めることが求められるため、施策の強化等が必要となる。なお、家庭系ごみ原単位は、家庭系ごみに資源ごみを含めた値とする。

表3-1-1 泉州ブロックの構成市町の家庭系ごみ原単位の比較

	人口(人)	家庭系ごみ(t)	家庭系ごみ原単位(g/人日)
岸和田市	199,416	37,105	510
泉大津市	75,970	13,451	485
貝塚市	89,260	19,346	594
泉佐野市	101,182	16,455	446
和泉市	186,840	34,562	507
高石市	58,069	9,535	450
泉南市	63,530	13,000	561
阪南市	56,498	12,120	588
忠岡町	17,482	4,601	721
熊取町	44,193	9,082	563
田尻町	8,499	1,936	624
岬町	16,533	4,796	795
大阪府平均	8,865,870	1,663,080	514
全国平均	128,038,523	28,540,811	611

※人口は、10月1日時点

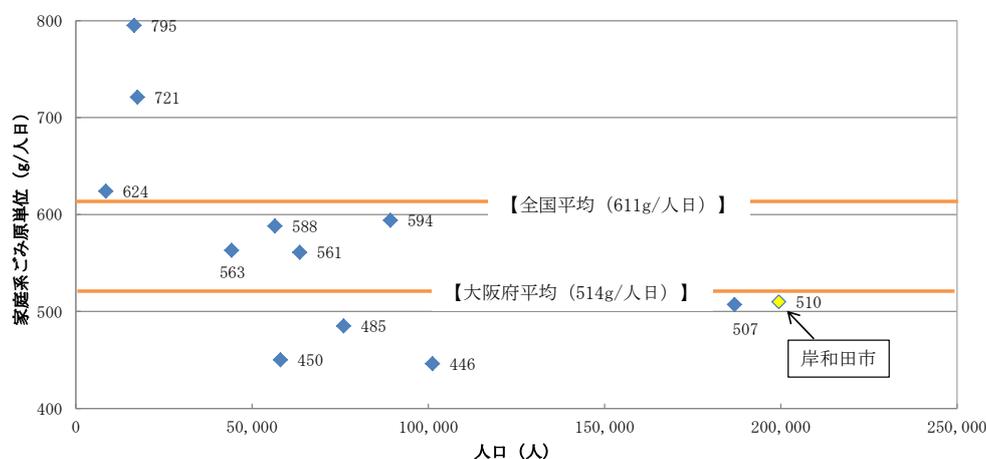


図3-1-1 泉州ブロックの構成市町と大阪府平均及び全国平均の家庭系ごみ原単位比較

2 事業系ごみ原単位

泉州ブロックの構成市町と大阪府下市町村平均及び全国平均の事業系ごみ原単位は次に示すとおりである。

平成27年度における本市の事業系ごみ原単位は4.2t/事業所となっており、大阪府下市町村平均値（3.0t/事業所）及び、全国平均値（2.4t/事業所）を上回っている。また、泉州ブロックのその他の市町村と比較しても、本市は比較的事业系ごみ原単位が低く推移しているため、今後は、さらなる施策の強化等が必要となる。なお、事業系ごみ原単位は、事業系ごみに資源ごみを含めた値とする。

※事業所数は、平成26年度の値を使用している。

表3-2-1 泉州ブロックの構成市町の事業系ごみ原単位の比較

	事象所数	事業系ごみ(t)	事業系ごみ原単位(t/事業所)
岸和田市	7,727	32,386	4.2
泉大津市	3,522	10,444	3.0
貝塚市	3,459	15,522	4.5
泉佐野市	4,875	29,878	6.1
和泉市	6,000	20,018	3.3
高石市	2,198	6,258	2.8
泉南市	2,266	8,460	3.7
阪南市	1,626	5,205	3.2
忠岡町	627	815	1.3
熊取町	1,277	3,737	2.9
田尻町	423	838	2.0
岬町	506	1,163	2.3
大阪府平均	417,429	1,265,092	3.0
全国平均	5,541,634	13,045,672	2.4

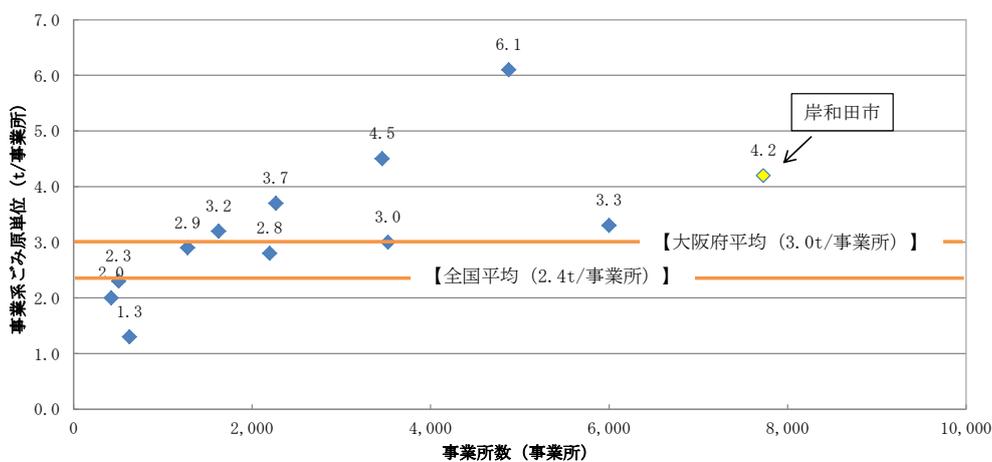


図3-2-1 泉州ブロックの構成市町と大阪府平均及び全国平均の事業系ごみ原単位比較

3 事業系ごみの比率

本市の平成27年度ごみ量を見ると、家庭系ごみ量（37,105 t）は大阪府下市町村平均（38,676 t）と比較してやや低い程度となっており、これまでに実施してきた家庭系ごみに対する排出抑制策の効果が現れていると考えられる。

しかし、本市のごみ量に占める事業系ごみの割合は42.8%となっており、家庭系ごみと事業系ごみの割合が逆転している大阪市（54.9%）ほどではないものの、事業系ごみの割合は比較的高い値となっている。

本市では、臨海部に工業団地等があり、多数の企業が生産活動を行っている。今後も本市では市外企業の誘致を積極的に推進していく方針であることから、事業者の排出者責任の認識及びごみの適正処理やごみの排出抑制・資源化についての指導など、事業系ごみに対する施策の強化が今後の課題となっている。

4 リサイクル率

本市のリサイクル率は平成27年度で14.7%となっており、大阪府平均（13.8%：平成27年度実績値）は上回っているものの、国平均値（20.5%：平成22年度実績値）と比較すると約6ポイント下回っている。

大阪府では、平成28年6月に策定した「大阪府循環型社会推進計画」において、目標年度である平成32年度において、リサイクル率を15.8%とすることを目標としており、本市でもリサイクル率の向上を目指し、貝塚市及び組合とともに取り組んでいくことが課題となっている。

5 最終処分率

本市の最終処分率は平成27年度で12.8%（8,888 t）となっており、横ばい傾向を示している。

本市は広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域となっており、最終処分を大阪湾フェニックスセンターに委託していることから、今後も可能な限り直接埋立量及び中間処理後の残渣類の埋立量を削減していく必要がある。

6 ごみ処理経費

本市では、平成27年度の市民1人あたりのごみ処理経費は10,080円となっており、国民1人あたりごみ処理事業経費の17,564円や、大阪府民1人あたりのごみ処理経費の16,290円と比較してかなり低くなっているが、厳しい財政状況のなか、今後も処理経費の削減へ向け、より効率的かつ経済的な事業運営が必要となると考えられる。

7 資源ごみの分別区分数

本市におけるごみの分別区分数は12分別となっている。分別区分数を増やすことによって、資源ごみの収集量が増加すると考えられるが、資源ごみ分別の細分化がごみの収集費用が増大する一因となることについても考慮しながら検討していく必要がある。

8 不適正処理、不法投棄防止対策

本市では、不法投棄防止のため、「不法投棄等防止対策本部」を設置するとともに、監視カメラの設置や夜間パトロールなどを実施している。

第4章 目標の設定と基本方針

1 基本目標

本計画における基本目標を次のように設定する。

～ 地球と人にやさしい環境のまち・岸和田市の循環型まちづくり ～
継続的に発展可能な循環型社会システムの構築と維持

2 目標達成のための体系

目標達成のため、①リデュース（減量化）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再資源化）の3R（スリーアール）に基づく施策体系を構築していくものとし、市民に対し周知を図る。

① Reduce（リデュース）－ 減 量 化

★ごみの量を減らす。

ごみになるものを買わないなど減量に努めることや、調理方法を工夫して毎日の調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをすることによってもごみは減量できる。また、必要なものだけを購入したり、日用品を最後まで使い切ったり、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用することも重要である。



② Reuse（リユース）－ 再 使 用

★繰り返し使う。

店舗等に返却し、再使用できるリターナブル容器の商品を選んだり、詰め替え用の商品を購入し、専用容器に詰め替えることによっても繰り返し使用できる。また、不要になった物でも、人に譲ったり、フリーマーケットなどに出すことによって再使用できる。



③ Recycle（リサイクル）－ 再 資 源 化

★資源に戻す。

どうしてもごみとして排出しなければならないごみでも、再生可能な物を資源ごとに分別して排出することでリサイクルできる。しかし、資源の中に不純物が混入していると再資源化し難くなったり、資源物として利用できる範囲が限定されてしまうため、排出段階において徹底した分別を行うことが必要である。

3 基本方針

基本目標を達成するため、取り組みの柱となる基本方針は次のとおりとする。

なお、下記に示す方針1及び方針2における「対応する課題」には、第3章で示す内容を記載している。

方針1：市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進

対応する課題： 課題1 課題2 課題3 課題4 課題5

ごみの減量化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた取り組みを実施し、本市は市民・事業者の取り組みを促すための施策を実施するなど、三者の協働による取り組みを推進していく。

方針2：環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

対応する課題： 課題6 課題7 課題8

本市は、効率的・効果的に資源を分別回収するため、市民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、収集体制の見直しや資源の分別回収品目の追加を検討する。

また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の維持に努めるとともに、本市は、貝塚市及び組合と連携して可能な限りの資源物の回収に努める。

4 基本目標達成のための役割

市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、基本目標達成のために次に示すそれぞれの役割を果たすことが重要である。

市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要がある。

市民は大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざしたライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルにしていくことが求められている。

市民や各種団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、耐久性のある商品を購入するよう心掛けたりするなど、すぐにできること、簡単なことから実践していくことが重要である。

そうした積み重ねが、結果的に大幅なごみ量の削減につながっていくと考えられる。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどは、分別し資源化を徹底していく必要がある。

再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などが重要である。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法をPRしたり、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていくことが必要である。

また、事業展開で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められている。

行政の役割

市は、自ら率先してグリーン購入、再使用、再生利用に努める。

また、市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化していく。

なお、ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、必要に応じて分別区分・収集体制の見直しや、新たな施策の導入について継続して検討していくことも重要である。



図4-4-1 市民・事業者・行政の役割

5 将来人口推計について

5-1 目標年度の設定

基準年度は平成28年度とし、目標年度は平成40年度とする。

- 基準年度 : 平成28年度(2016年度)
- 目標年度 : 平成40年度(2028年度)

5-2 将来人口の設定

本市の将来人口は次に示すとおりである。

なお、将来人口は、中間目標年度及び目標年度の値を記載する。

【 概要 】

本市が毎年度更新している推計人口の値を将来人口推計値として採用する

【 目標年度の値（平成28年度と平成40年度を比較） 】

	<現状>	<中間目標>	<目標>
○ 人口(人):	12,877人減少	(198,142 ⇒ 191,127 ⇒ 185,265)	

5-3 実績及び社人研、総合計画について

平成22年度から平成28年度における岸和田市の人口実績及び国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の将来推計人口は次に示すとおりである。

なお、平成23年度に策定された第4次岸和田市総合計画（以下、「総合計画」という。）では、平成34年度の数值のみ記載されているため、表中には記載していない。

ただし、平成22年度から平成28年度までの実績と総合計画に記載されている将来人口を比較するために、次の図では、総合計画での値も示すこととする。

※人口実績は、各年10月1日時点のものとし、外国人人口を含む。

表4-5-1 平成22年度から平成28年度までの実績、社人研及び総合計画の比較

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績	203,006	202,587	201,858	201,151	200,358
社人研	199,234	-	-	-	-
	平成27年度	平成28年度	岸和田市総合計画 将来推計人口 平成34年度：200,000人		
実績	199,416	198,142			
社人研	195,882	-			

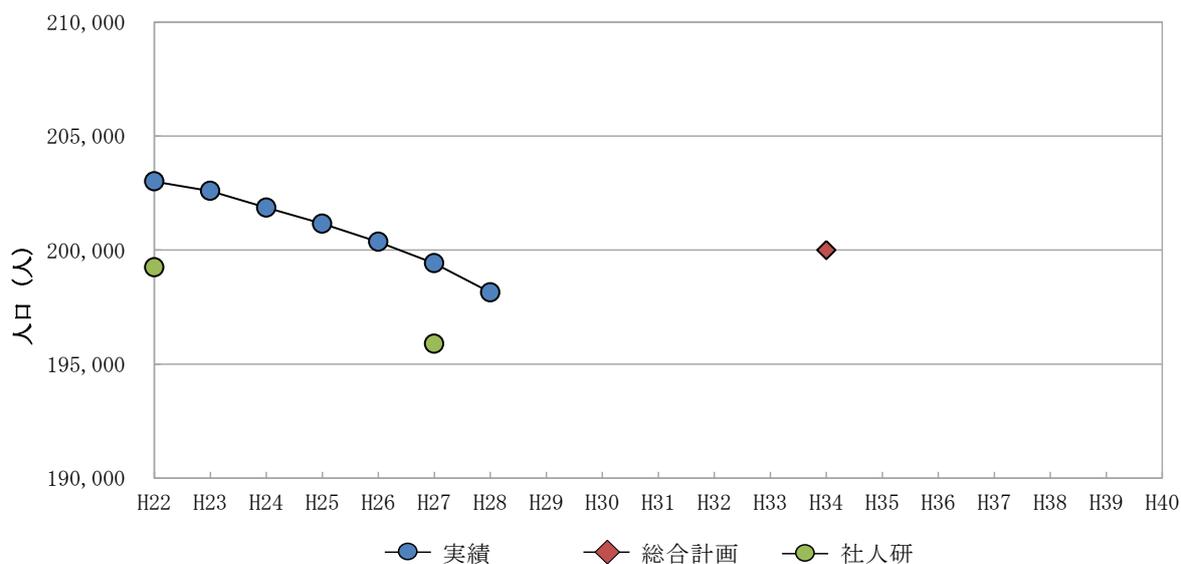


図4-5-1 平成22年度から平成28年度までの実績、社人研及び総合計画の比較

5-4 将来推計人口

本市の将来人口を推計する方法として、次に示す5つのパターンが考えられる。

次に①から⑤を整理した図を示し、各方法の各年度数値は資料編（P59）に示す。

なお、将来人口を推計する際は、ごみ処理基本計画の上位計画となる総合計画で示されている将来推計人口との整合に配慮する必要があるが、本市の場合、平成28年度時点で乖離が生じていることから、本計画においては、総合計画で示されている将来推計人口は用いないこととする。

【将来人口の推計結果】

本市の将来人口推計方法としては、③を採用することとする。

【将来人口の推計方法】

①社人研と実績とを比較し、社人研を補正して算出する方法

※平成22年度、27年度の値を比較し、平均で3,653（人）の差が生じているため、平成32年度、37年度はその人数だけ差が生じるとして計算した。

なお、経過年度は等差的に推移するとして算出した。

②実績を基に、年度ごとの減少値を平均化し、算出する方法

※年度ごとの減少値の平均値を計算したところ、-811（人）となったため、平成29年度以降はその人数だけ毎年減少すると想定して算出した。

③本市が毎年度更新している推計人口（4月1日時点）の値を用いる方法

④実績を基に、近似式（線形近似）を用いて算出する方法

⑤実績を基に、近似式（対数近似）を用いて算出する方法

※実績に対し、対数の近似式をとるため、減少値は少なく、最も総合計画に近い値となる。

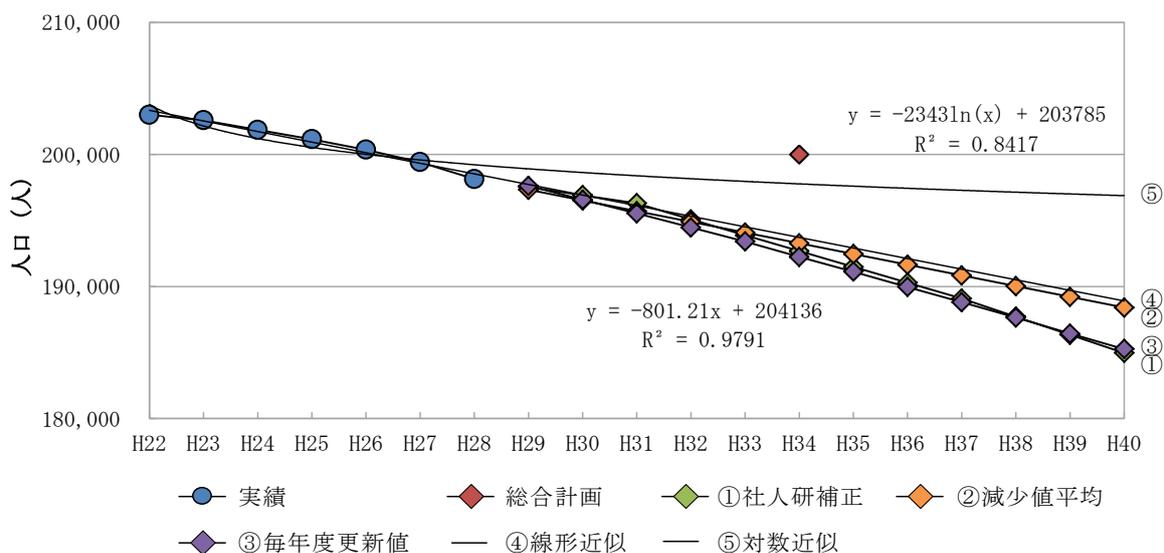


図4-5-2 各方法にて算出した将来人口

6 ごみ量推計について

6-1 数値目標

(1) 減量化の目標の設定

本市の家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化の目標は次に示すとおりである。

1) 家庭系ごみ

【 概要 】

平成23年度以降の実績の推移及び社会環境等の変化等を踏まえ、
それに対応した減量化施策を行うものとし推計する

【 目標年度の値（平成28年度 ⇒ 平成35年度 ⇒ 平成40年度） 】

- 原単位 (g/人日) : 1.7g/人日の減少 (499.5 ⇒ 498.5 ⇒ 497.8)
- ごみ量 (t) : 6.8% (2,465t) の減少 (36,127 ⇒ 34,776 ⇒ 33,662)

2) 事業系ごみ

【 概要 】

平成23年度以降の実績の推移及び社会環境等の変化等を踏まえ、
それに対応した減量化施策を行うものとし推計する

【 目標年度の値（平成28年度 ⇒ 平成35年度 ⇒ 平成40年度） 】

- 原単位 (t/事業所) : 0.1t/事業所の減少 (4.0 ⇒ 3.9 ⇒ 3.9)
- ごみ量 (t) : 4.0% (1,243t) の減少 (31,081 ⇒ 30,353 ⇒ 29,838)

3) リサイクル率及び最終処分率

【 概要 】

平成23年度以降の実績の推移及び社会環境等の変化等を踏まえ、
それに対応した減量化施策を行うものとし推計する

【 目標年度の値（平成28年度 ⇒ 平成35年度 ⇒ 平成40年度） 】

- リサイクル率 (%) : 0.4%の増加 (14.5 ⇒ 14.8 ⇒ 14.9)
- 最終処分率 (%) : 現状維持 (12.9 ⇒ 12.9 ⇒ 12.9)

(2) 減量化の目標数値

本市の家庭系ごみ及び事業系ごみ等の減量化の目標数値は次に示すとおりである。
 なお、平成24年度から平成40年度までの各値等は資料編（P66らP68）に示す。

表4-6-1 家庭系ごみ及び事業系ごみ等の減量化の目標数値

区 分	単 位	基準年度	中間目標年度	目標年度	
		H28	H35	H40	
		実績値	予測値		
家庭系	家庭系ごみ量	t	36,127	34,776	33,662
	家庭系収集ごみ量	t	34,468	33,179	32,117
	(1) 普通ごみ	t	29,070	27,980	27,085
	(2) 可燃性粗大ごみ	t	226	219	212
	(3) 不燃性粗大ごみ	t	110	104	101
	(4) 埋立ごみ	t	167	160	155
	(5) 廃乾電池	t	20	21	20
	(6) 廃蛍光管	t	9	7	7
	(7) 空きビン・空きカン・ペットボトル	t	2,132	2,052	1,986
	(8) ペットボトル（拠点）	t	32	31	30
	(9) プラスチック製容器包装	t	2,647	2,549	2,467
	(10) 紙パック	t	7	7	7
	(11) 廃食用油	t	13	14	13
	(12) 小さな金属類	t	35	35	34
	家庭系直接搬入ごみ量	t	1,659	1,597	1,545
	(1) 普通ごみ	t	1,095	1,054	1,020
	(2) 可燃性粗大ごみ	t	341	327	316
	(3) 不燃性粗大ごみ	t	223	216	209
	(4) 空きビン・空きカン	t	-	-	-
(5) ペットボトル	t	-	-	-	
集団回収量	t	5,803	5,803	5,803	
事業系	事業系ごみ量	t	31,081	30,353	29,838
	事業系ごみ許可業者搬入量	t	26,326	25,709	25,273
	(1) 普通ごみ	t	25,791	25,184	24,757
	(2) 可燃性粗大ごみ	t	387	379	373
	(3) 不燃性粗大ごみ	t	46	46	45
	(4) 空きビン・空きカン	t	102	100	98
	(5) ペットボトル	t	-	-	-
	(6) 可燃性資源化物	t	-	-	-
	事業系ごみ直接搬入量	t	4,755	4,644	4,565
	(1) 普通ごみ	t	4,026	3,931	3,864
	(2) 可燃性粗大ごみ	t	625	610	600
	(3) 不燃性粗大ごみ	t	102	100	98
	(4) 空きビン・空きカン	t	2	3	3
(5) ペットボトル	t	-	-	-	
(6) 可燃性資源化物	t	-	-	-	
計	合計ごみ量	t	67,208	65,129	63,500
減量化指数(H28:67,208 t/年を100とする)			100	97	94

7 ごみ量推計結果

7-1 現状維持した場合のごみ量の推計について

(1) 概要

ごみの排出抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合の家庭系ごみ量、事業系ごみ量、家庭系ごみ及び事業系ごみ（以下、「合計ごみ」という。）量等の推計結果を示す。

(2) 算定方法

各種ごみ量の算定における考え方は次に示すとおりである。

将来推計人口 : 第4章「5 将来推計人口について」で算定した値を使用する。

家庭系ごみ原単位 : 平成23年度以降の実績を基に算定する。

家庭系ごみ量 : 家庭系ごみの原単位と将来推計人口より算定する。

事業系ごみ量 : 平成23年度以降の実績を基に算定する。

(3) 算定結果

現状維持した場合のごみ量推計結果は次に示すとおりである。

表4-7-1 現状維持した場合のごみ量推計結果

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口	人	202,587	201,858	201,151	200,358	199,416	198,142
家庭系ごみ原単位	g/人日	501.5	499.9	504.5	523.6	509.8	499.5
合計ごみ量	t	65,303	64,988	66,194	68,980	69,491	67,208
家庭系ごみ量	t	37,085	36,832	37,042	38,290	37,105	36,127
事業系ごみ量	t	28,218	28,156	29,152	30,690	32,386	31,081
	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
人口	人	197,624	196,570	195,538	194,473	193,408	192,242
家庭系ごみ原単位	g/人日	510.3	510.9	511.4	511.9	512.4	512.7
合計ごみ量	t	68,641	68,785	68,891	68,960	69,003	69,006
家庭系ごみ量	t	36,809	36,657	36,502	36,337	36,169	35,978
事業系ごみ量	t	31,832	32,128	32,389	32,623	32,834	33,028
	単位	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
人口	人	191,127	189,964	188,814	187,653	186,436	185,265
家庭系ごみ原単位	g/人日	513.1	513.4	513.8	514.0	514.3	514.6
合計ごみ量	t	69,000	68,970	68,929	68,874	68,798	68,723
家庭系ごみ量	t	35,795	35,600	35,406	35,208	34,998	34,796
事業系ごみ量	t	33,205	33,370	33,523	33,666	33,800	33,927

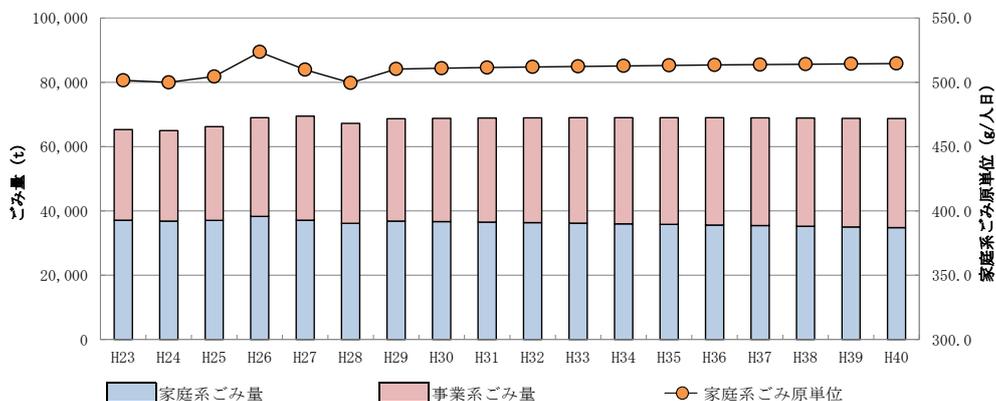


図4-7-1 現状維持した場合のごみ量推計結果

7-2 減量化施策等を行った場合の家庭系ごみ及び事業系ごみ量の推計について

本市の人口、事業所数、合計ごみ量等の実績及び推計結果は次に示すとおりである。

表4-7-2 合計ごみ量等の実績及び推計結果

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口	人	203,006	202,587	201,858	201,151	200,358	199,416
事業所数	事業所	8,329	8,329	8,329	7,727	7,727	7,727
合計ごみ量 実績	t	65,303	64,988	66,194	68,980	69,491	67,208
家庭系ごみ量 実績	t	37,085	36,832	37,042	38,290	37,105	36,127
事業系ごみ量 実績	t	28,218	28,156	29,152	30,690	32,386	31,081
	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
人口	人	197,624	196,570	195,538	194,473	193,408	192,242
事業所数	事業所	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727
合計ごみ量 予測	t	66,997	66,691	66,389	66,081	65,773	65,447
家庭系ごみ量 予測	t	36,020	35,818	35,620	35,416	35,212	34,990
事業系ごみ量 予測	t	30,977	30,873	30,769	30,665	30,561	30,457
	単位	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
人口	人	191,127	189,964	188,814	187,653	186,436	185,265
事業所数	事業所	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727
合計ごみ量 予測	t	65,129	64,804	64,481	64,156	63,821	63,500
家庭系ごみ量 予測	t	34,776	34,555	34,336	34,115	33,884	33,662
事業系ごみ量 予測	t	30,353	30,249	30,145	30,041	29,937	29,838

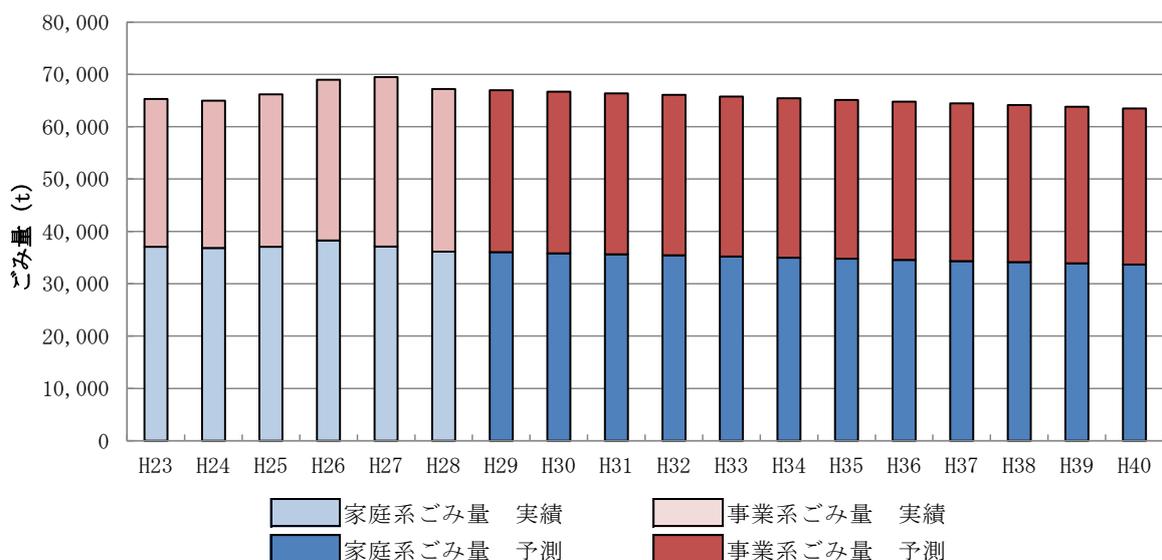


図4-7-2 合計ごみ量等の実績及び推計結果

7-3 減量化施策等を行った場合の家庭系ごみ量の推計について

(1) 実績について

本市の家庭系ごみ原単位、家庭系ごみ量等の実績は次に示すとおりである。

本市では、平成23年度から平成28年度にかけて、家庭系ごみ原単位及び家庭系ごみ量は、横ばい傾向を示している。

なお、家庭系ごみ原単位は、家庭系ごみに資源ごみを含めた値とする。

表4-7-3 家庭系ごみ原単位、家庭系ごみ量等の実績

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口	人	203,006	202,587	201,858	201,151	200,358	199,416
家庭系ごみ原単位 実績	g/人日	501.5	499.9	504.5	523.6	509.8	499.5
家庭系ごみ量 実績	t	37,085	36,832	37,042	38,290	37,105	36,127
家庭系ごみ量 実績 (前年度比較)	t	-	-253	210	1,248	-1,185	-978

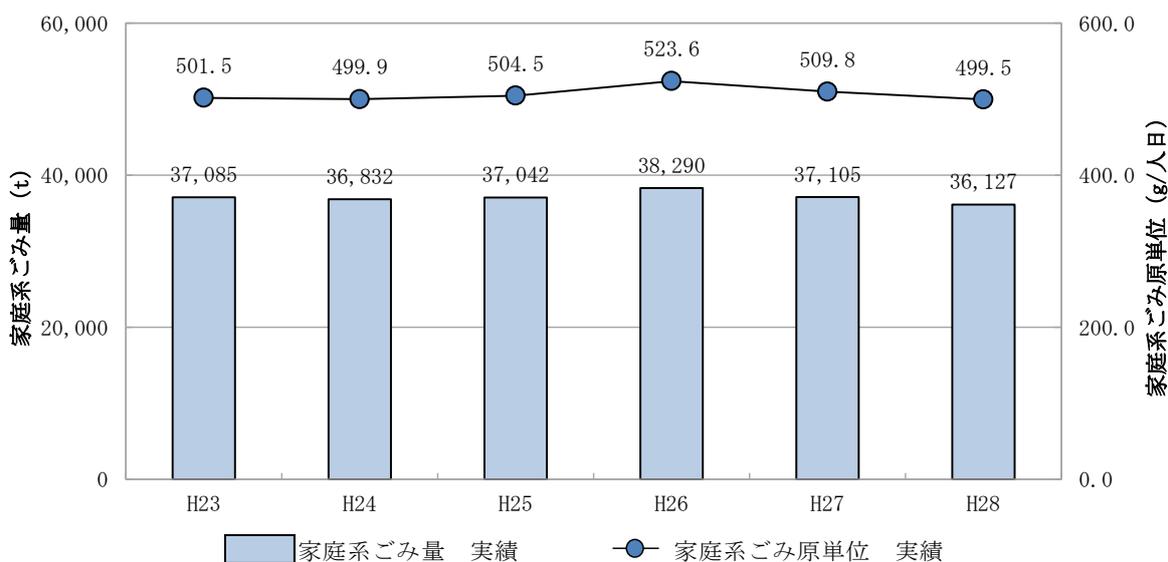


図4-7-3 家庭系ごみ原単位、家庭系ごみ量等の実績

(2) 推計について

1) 推計方法

次に、パターン①からパターン③の推計方法の概要及び特徴をそれぞれ示す。

パターン①：毎年度、家庭系ごみ原単位が1%ずつ減少すると仮定して推計する場合

パターン②：家庭系ごみ原単位が計1%減少すると仮定して推計する場合

パターン③：中間目標年度である平成35年度に家庭系ごみ原単位が1.0g/人日減少すると仮定して推計する場合

2) 推計結果

本市の減量化施策等を行った場合の家庭系ごみにおける推計方法は、本市がすでに多岐にわたるごみ減量化施策を講じていること等の理由により、パターン③を採用する。

なお、各パターンの算定結果については、資料編（P60からP62）に記載する。

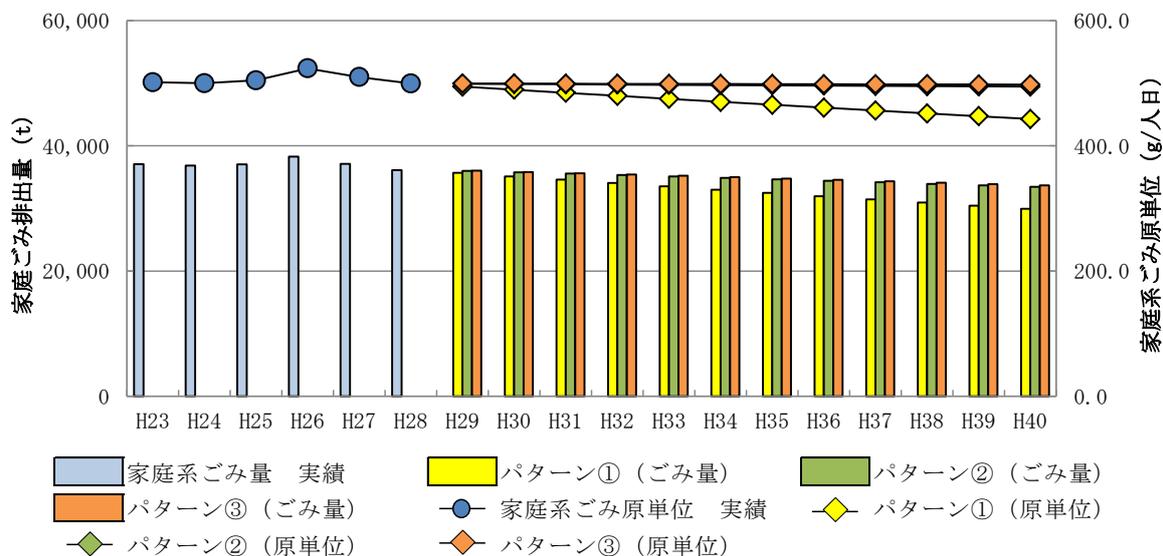


図4-7-4 各パターンの推計結果

<各パターンの特徴>

【パターン①】ごみ量：減少、原単位：減少

- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、ごみ量は、約17.1%の減少となる。
- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、原単位は、約56.8g/人日の減少となる。

【パターン②】ごみ量：減少、原単位：減少

- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、ごみ量は、約7.4%の減少となる。
- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、原単位は、約5.0g/人日の減少となる。

【パターン③】ごみ量：減少、原単位：減少

- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、ごみ量は、約6.8%の減少となる。
- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、原単位は、約1.7g/人日の減少となる。

7-4 減量化施策等を行った場合の事業系ごみ量の推計について

(1) 実績について

本市の事業系ごみ量等の実績は次に示すとおりである。

本市では、平成23年度から平成28年度にかけて、事業系ごみ量は、平成28年度に減少しているものの、全体で見ると増加傾向を示している。

なお、事業系ごみ原単位は、事業系ごみに資源ごみを含めた値とする。

表4-7-4 事業系ごみ量等の実績

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業系ごみ量 実績	t	28,218	28,156	29,152	30,690	32,386	31,081
事業系ごみ原単位 実績	t/事業所	3.4	3.4	3.5	4.0	4.2	4.0
事業系ごみ量 実績 (前年度比較)	t	-	-62	996	1,538	1,696	-1,305
従業者数	人	-	-	-	70,742	-	-
事業所数	事業所	8,329	8,329	8,329	7,727	7,727	7,727

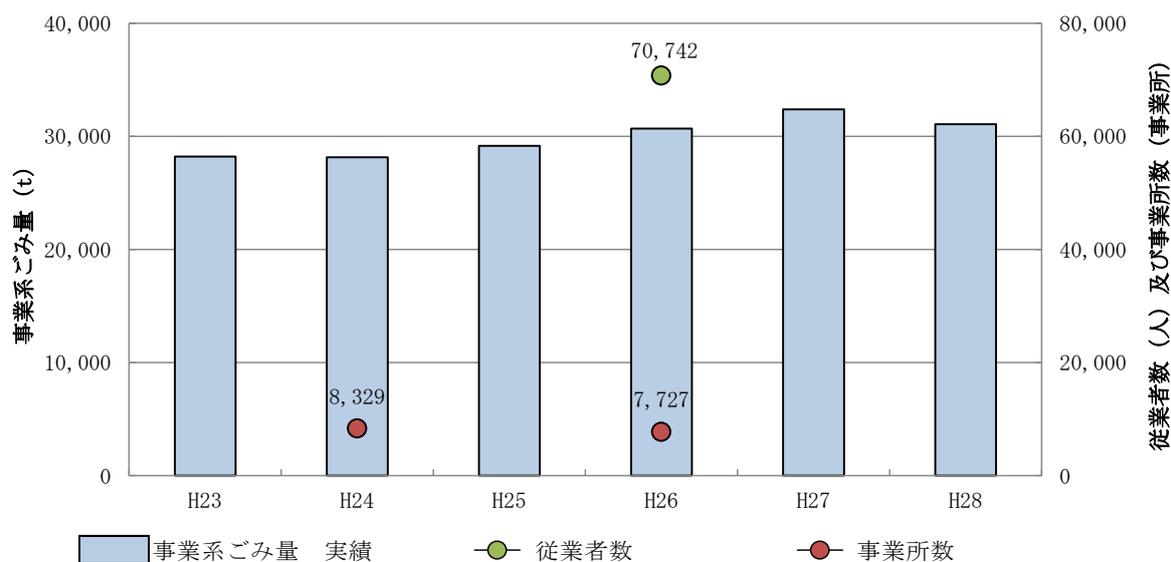


図4-7-5 事業系ごみ量等の実績

(2) 推計について

1) 推計方法

次に、パターン①からパターン③の推計方法の概要をそれぞれ示す。

パターン①：事業系ごみ量が毎年度1%ずつ減少すると仮定して推計する場合

パターン②：事業系ごみ量が計1%減少すると仮定して推計する場合

パターン③：事業系ごみ量が計4%減少すると仮定して推計する場合

2) 推計結果

本市の減量化施策等を行った場合の事業系ごみにおける推計方法は、本市がすでに多岐にわたるごみ減量化施策を講じていること等の理由により、パターン③を採用する。

なお、各パターンの算定については、資料編（P63からP65）に記載する。

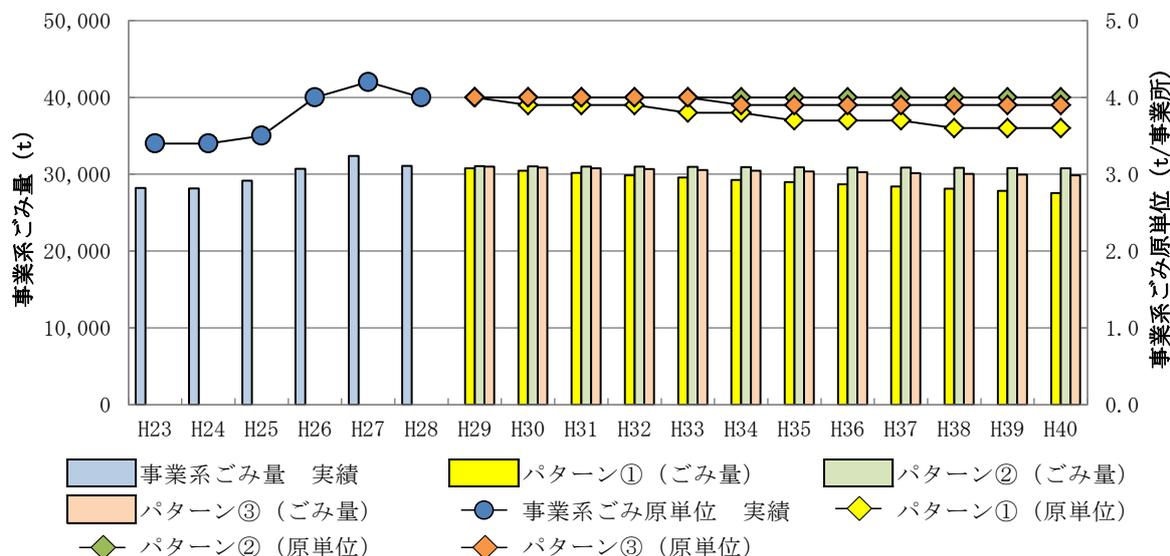


図4-7-6 推計結果

<各パターンの特徴>

【パターン①】ごみ量：減少、原単位：減少

- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、ごみ量は、約11.4%の減少となる。
- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、原単位は、約0.4t/事業所の減少となる。

【パターン②】ごみ量：減少、原単位：現状維持

- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、ごみ量は、約1.0%の減少となる。
- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、原単位は、現状維持となる。

【パターン③】ごみ量：減少、原単位：減少

- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、ごみ量は、約4.0%の減少となる。
- ・平成28年度と平成40年度とを比較した場合、原単位は、約0.1 t/事業所の減少となる。

第5章 ごみ処理基本計画

1 ごみの発生抑制・再資源化計画

ごみの発生抑制・リサイクルの目標を達成するため、次の施策を検討・実施する。

1-1 排出抑制

No.1 グリーン購入の推進

グリーン購入の推進には、再生品等の供給面の取り組みに加え、需要面からの取り組みが重要であることから、本市は率先して環境物品等を調達するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、市民・事業者に対して需要の転換を図る。

No.2 エコショップ制度の活用

自らごみ発生抑制及び資源化等、環境に配慮した活動に取り組む店舗や事業所をエコショップとして登録し、循環型社会の形成を推進する。

No.3 「家庭系ごみの分け方・出し方ハンドブック」の発行

家庭系ごみの分け方・出し方や地域別収集曜日、指定袋や粗大ごみ処理券の取扱所、50音順ごみ分別区分等を記載したパンフレットを配布する。

No.4 ごみアプリの導入の検討

市役所等に来ることが難しい市民や、学生などの若年層、外国人に向けて、通話機能、多言語対応機能、ごみ出しカレンダー等の機能をもつごみアプリの導入を検討する。

No.5 家庭ごみの有料化

普通ごみや粗大ごみについては、引き続き有料制を実施し、市民のごみの減量化やリサイクル意識の向上を図る。

No.6 食品リサイクル推進指導

食品廃棄物の排出の抑制と資源としての有効利用の指導を行うとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動や情報提供を行う。また、食品廃棄物の排出実態について、調査を実施していく。鮮魚店やスーパー等から出る魚あらいについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらいの再生利用を行う唯一の事業者である小島養殖漁業生産組合にて資源化を図る。

No.7 生ごみの堆肥化の促進

家庭用生ごみ処理機の購入費用を補助し、家庭での堆肥化を促進するなど、引き続き生ごみの減量化を進める。

No.8 生ごみの3キリ運動の促進

買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみを出す前に水を切る「水キリ」を推進する。

No.9 レジ袋削減等3R推進事業の促進

3R推進事業として、マイバッグ運動等を促進する。

No.10 過剰包装の抑制・自粛

普通ごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の包装用品のごみが含まれていることから、市民はマイバッグの使用や過剰包装を断ることにより、こうしたごみの発生を抑制する。また、事業者は、過剰包装を抑制し、再使用、再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進する。

No.11 事業系ごみハンドブックの発行

本市は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装や流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等について積極的に取り組むよう指導を徹底していく。また、事業者に対してパンフレットを配布し、適正処理やごみ出しのルール、減量・リサイクル方法などの情報を、業種や業態に応じてきめ細やかに提供することを検討する。

No.12 事業者間の協力

事業者は、ゼロエミッションを目指して事業者間での不要資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進する。

No.13 製品の長寿命化

事業者は、商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等により、商品が長期にわたって利用できるサービスの提供を行う。

No.14 多量排出事業者に対する減量化指導

事業者のうち、規則で定める量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、減量化等の計画を策定するとともに、計画の履行を促し、実施状況を監視する。また、事業系ごみの減量化及び資源化方法についての必要な助言・指導を行う。

No.15 使い捨て商品の使用抑制

本市は、市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発する。

また、リサイクル無償譲渡会などに家具類、ベビー用品、日用雑貨などを提供し、抽選などによって無償で他の市民に譲渡する。

市民は、ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するため、使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努める。

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の使用及び自主回収、資源化ルートを構築する。

No.16 発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進する。

また、事業者は地域におけるリサイクル事業者を活用するなどにより、ごみの減量化及び資源化を積極的に推進する。

No.17 流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制する。

1-2 分別・リサイクル品目の拡大

No.18 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進する。

No.19 集団回収事業のさらなる促進

集団回収品目の追加、回収量の増加を図るための施策を検討する。

No.20 使用済み小型家電の回収方法の拡大

使用済み小型家電について、現在のピックアップ回収に加え、ボックス回収やイベント回収、宅配便回収などの方法についても検討する。

No.21 廃食用油の資源化

各町会や廃棄物減量等推進員の協力により廃食用油を回収し、バイオ燃料の原料として資源化業者に引き渡しており、今後も回収事業の継続と拡大を図る。

No.22 リユースの促進

リユース品譲渡会に家具類、ベビー用品、日用雑貨などを提供してもらい、抽選などによって無償で他の市民に譲渡する。また、リサイクルボードで不用品の情報交換ができるようにする。

No.23 バイオマスリサイクルの検討

剪定枝や枯草等のバイオマスの有効利用の方法について、調査・研究を行う。

No.24 資源化物の回収拠点の設置検討

市民がよりリサイクルに取り組みやすいように、資源化物の回収拠点の拡大等を検討する。

No.25 店頭回収等の実施

事業者に対し、店頭における自主回収の拡大や市町村の拠点回収への協力を求めていく。

1-3 環境教育

No.26 環境美化事業の実施

地域での自主的な清掃活動に対し、袋の提供や収集を実施する。また、まちを美しくする市民運動推進協議会において、地域での清掃活動やポスター・標語の募集・表彰など各事業を実施し、市民活動を支援する。きれいなまちづくり条例に基づき環境美化を啓発していく。

No.27 環境教育の充実

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すため、小・中学校での環境学習を推進していく。また、地域団体や環境団体と共同で環境教育を推進する。

No.28 啓発事業の実施や情報の提供

3Rふれあいフェアを貝塚市・組合と共同開催するなどし、市民の環境に対する意識高揚を図る。市民・事業者に対し、自発的な発生抑制・資源化の行動を喚起するよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報やホームページ、説明会等を介して提供する。

No.29 出前講座の実施

本市のごみの現状やごみの分別、3Rの推進運動などのテーマで各種団体などに対し、出前講座を開催する。

1-4 施設維持及び適正処理困難物への対応

No.30 不適正排出や不法投棄の対策

パトロールや監視カメラの設置等にて監視体制を整備しながら、府や警察、地域団体、廃棄物減量等推進員、収集業者等と連携して行為者や管理者に注意・指導を行っていく。また看板や広報等で啓発していく。

No.31 適正処理困難物の対策

適正処理困難物や危険物等の品目について整理を行い、処分先の案内や処分方法などの情報を提供し、市民が適切に処分することができるように検討を進める。

No.32 水銀含有廃棄物の適正処理

水銀含有廃棄物については「水銀に関する水俣条約」の発効に伴い、国の動向等も踏まえ、組合と連携しながら適正に処理する。

No.33 在宅医療廃棄物の収集運搬、処理体制

在宅医療廃棄物の収集運搬及び処理について、処理実態を把握し、医療機関等との連携を図りながら、適正な収集運搬・処理体制の確立を図る。

No.34 ごみの組成調査の実施

ごみの組成調査について、「減量化可能な品目」、「資源化可能な品目」、「適正処理困難物」等がどの程度排出されているか把握するために実施を検討し、結果に基づき分別排出や、産業廃棄物・危険物搬入禁止等の指導・啓発を行う。

No.35 最終処分場の安定的な確保

ごみの発生抑制や資源化に取り組んで最終処分量の削減を図り、大阪湾フェニックスセンターが継続的に安定して埋立処分ができるよう体制づくりに協力していく。

No.36 焼却処理施設の機能更新等の延命化の実施

岸和田市貝塚市クリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施し、機能更新等の延命化を実施する。

1-5 災害時対策の推進

No.37 災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害及び地域災害に迅速に対応するため、大阪府災害廃棄物処理計画や本市の地域防災計画と整合を図りながら災害廃棄物処理計画を作成する。

No.38 周辺自治体との連携強化

災害時を見据え、周辺自治体との連携強化を図る。

2 事業スケジュール

ごみの減量化施策の事業スケジュールは次に示すとおりである。

表5-2-1 ごみ減量化施策の事業スケジュール

「○」：今後も継続して実施、「■」：実施の検討、「★」：新たに実施

目的	施策主体名			項目	計画期間												
	行政	市民	事業者		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40		
排出抑制	○			No.1	グリーン購入の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		○	No.2	エコショップ制度の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○			No.3	「家庭系ごみの分け方・出し方パンフレット」の発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○			No.4	ごみアプリの導入の検討	■	■	■	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	○			No.5	家庭系ごみの有料化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○			No.6	食品リサイクル推進指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○		No.7	生ごみの堆肥化の促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○		No.8	生ごみの3キリ運動の促進	■	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
		○	○	No.9	レジ袋削減等3R推進事業の促進 (マイバックの促進、値引き、代金徴収等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	No.10	過剰包装の抑制・自粛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○			No.11	事業系ごみハンドブックの発行	■	■	■	★	★	★	★	★	★	★	★	★
			○	No.12	事業者間の協力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	No.13	製品の長寿命化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○			No.14	多量排出業者に減量化指導等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	No.15	使い捨て商品(容器)の使用抑制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	No.16	発生源における排出抑制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	No.17	流通廃棄物の抑制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
分別・リサイクル品目の拡大			○	No.18	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			No.19	集団回収事業のさらなる促進	■	■	■	★	★	★	★	★	★	★	★	
	○			No.20	使用済み小型家電の回収方法の拡大	■	■	■	★	★	★	★	★	★	★	★	
	○			No.21	廃食用油の資源化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			No.22	リユースの促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			No.23	バイオマスリサイクルの検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			No.24	資源化物の回収拠点の設置検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○		○	No.25	店頭回収の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
環境教育	○	○	○	No.26	環境美化事業の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			No.27	環境教育の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			No.28	啓発事業の実施や情報の提供	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			No.29	出前講座の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
施設維持及び 適正処理困難物への対応	○			No.30	不適正排出や不法投棄の対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			No.31	適正処理困難物の対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			No.32	水銀含有廃棄物の適正処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○		○	No.33	在宅医療廃棄物の収集運搬、処理体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			No.34	ごみの組成調査の実施	■	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
	○			No.35	最終処分場の安定的な確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			No.36	焼却処理施設の機能更新等の延命化の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
災害時対策の推進	○			No.37	災害廃棄物処理計画の策定	■	■	■	★	★	★	★	★	★	★	★	
	○			No.38	周辺自治体との連携強化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

3 収集運搬計画

3-1 収集・運搬の基本方針

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬する。

3-2 収集区域及び収集人口

(1) 収集区域

本市全域を収集区域とする。

(2) 収集人口

収集人口は、本市の将来人口とする。なお、目標年度における本市の将来人口は、185,265人を見込んでいる。

3-3 収集体制

今後の収集体制は、原則、現状の収集体制を維持するものとする。

3-4 分別区分及び収集頻度等

本市の目標年度におけるごみの分別区分及び収集頻度等については、次に示すとおりである。

表5-3-1 目標年度におけるごみの分別区分及び収集頻度等

ごみ分別	ごみの種別	主な回収品目	収集主体	収集方法	収集頻度
普通ごみ	可燃ごみ	野菜くず、魚のあら、ティッシュ、プラスチック製品等の「燃やせるごみ」	市直営 委託業者	ステーション収集 (有料指定袋)	週2回
空きビン 空きカン ペットボトル	資源ごみ	飲料用等の空きビン・空きカン、カセットコンロ用ガス缶等、ペットボトル	市直営 委託業者	ステーション収集	週1回
プラスチック製容器包装	資源ごみ	ペットボトル以外のプラスチック製容器	市直営 委託業者	ステーション収集	週1回
粗大ごみ	粗大ごみ	電化製品「家電4品目及びパソコン」を除く、タンス、ストーブなどの粗大ごみ	委託業者	申込制による各戸収集 (粗大ごみ処理券を貼付して排出)	随時
埋立ごみ	不燃ごみ	破損した蛍光管・化粧品等のビン・せともの類	市直営	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
小さな金属類	不燃ごみ	なべ・やかん・フライパン・傘他、長さ25cm以下の金属類(電化製品は除く)	委託業者	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
廃蛍光管	その他ごみ	破損していない廃蛍光管	市直営	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
紙パック	資源ごみ	牛乳・ジュース等の紙パック(内側がアルミ加工されていない紙パック)	市直営	拠点回収	随時
廃乾電池	その他ごみ	廃乾電池	市直営	拠点回収	随時
ペットボトル	資源ごみ	ペットボトル	市直営	拠点回収	随時
廃食用油	資源ごみ	廃食用油	市直営	拠点回収 ※一部常設	年2回
集団回収	集団回収	※ダンボール等と (1)新聞 (2)雑誌 (3)古布等 ※古布については未回収の団体もある。	再生資源 回収業者	地域の集団回収で 指定された日	各地域による

4 中間処理計画

4-1 中間処理の基本方針

本市及び貝塚市から排出されたごみは、岸和田市貝塚市クリーンセンターにおいて組合が中間処理を行う。中間処理は、資源化（マテリアルリサイクル）を優先的に行うものとし、資源化が困難なごみについては焼却処理するが、焼却の際に発生する熱を回収・利用した発電（サーマルリサイクル）を行い、化石燃料の使用量を低減させるものとする。

なお、廃食用油、プラスチック製容器包装、紙パックについては資源化処理業者が中間処理を行っている。

4-2 中間処理施設の延命化

現在、本市、貝塚市及び組合は、岸和田市貝塚市クリーンセンターの延命化を図るため、基幹的設備改良工事事業を進めており、平成28年度には、補修履歴及び機器リストの整理を行い、本年度は一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）及び長寿命化総合計画等の策定を行っているところである。今後は、基幹的設備改良工事を実施する事業者の選定（平成30年度）及び基幹的設備改良工事（平成31年度から平成35年度）に取り組む予定である。

5 最終処分計画

5-1 最終処分の基本方針

ごみの発生抑制及び資源化に係る取り組みや、資源ごみの分別排出の徹底及び岸和田市貝塚市クリーンセンターにおいての破碎・選別等による資源物の回収によって最終処分量の削減を図っていく。

最終処分に際しては、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持していく。

5-2 埋立ごみ量の推計

埋立ごみ量（容量）は、最終処分量と単位容積重量を用いて算定するものであり、岸和田市貝塚市クリーンセンターで処理後に埋立されるため、組合としての値を算定する。

なお、組合が埋立ごみを搬入している大阪湾フェニックスセンターの残余容量（平成28年3月現在）は1,892万 m^3 であり、残余容量は確保されているように考えられるが、大阪湾フェニックスセンターは他都市の埋立ごみも受け入れており、本市としては、今後も継続して、ごみの減量化、再資源化を推進し、最終処分量の減量化を図っていく。

5-3 最終処分場整備計画

現在、埋立ごみは大阪湾フェニックスセンターへ搬入し、最終処分を行っており、将来的にも同施設において最終処分を行う方針である。

そのため、ごみの発生抑制や再生利用、適正な中間処理を行い、大阪湾フェニックスセンターへの搬入量を削減することによって大阪湾フェニックスセンターの延命化に協力するとともに、大阪湾フェニックスセンターが継続的に安定して埋立処分が行えるよう、計画的な最終処分場の整備・運用について協力していく。

6 その他の事項

6-1 事業系一般廃棄物の対応

本市では、事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬許可業者に岸和田市貝塚市クリーンセンターへの搬入を委託するか、事業者自らが岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入し、適正に処分を行う。

事業系一般廃棄物の減量化を図るため、地域資源回収（廃品回収）業者や一般廃棄物再生活用業者等を有効に活用し、ごみの減量化・資源化を図るよう本市、貝塚市及び組合が連携して指導を行っていく。

また、岸和田市貝塚市クリーンセンターにおける事業系一般廃棄物処分手数料の見直しを本市、貝塚市及び組合にて協議し、適正化することによりごみの減量化・資源化を推進していく。

6-2 災害廃棄物対策

災害発生時において、本市及び貝塚市や組合での対応が困難な場合も想定されることから、大阪府及び近隣市町との広域相互支援体制による処理を行うほか、民間事業者の協力により、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図る。

また、被災時においても円滑かつ安定した処理を行うため、公有地等に仮置場を設定し、災害廃棄物の一次保管あるいは一次処理等を行う。災害廃棄物の一時仮置場及び仮設処理施設等の用地となる二次仮置場を大阪府等とともに選定し設置する。

6-3 市民との協働

本市では「まちを美しくする市民運動推進協議会」が設置されており、自主的かつ積極的に生活環境を浄化するため、市民及び各種市民団体による運動を推進するとともに、地域におけるごみの減量化、リサイクルの推進及びごみの適正な排出等の指導啓発にあたっている。

また、岸和田市廃棄物減量等推進員はごみの不法投棄防止対策等についての協力も行っており、今後も市民による環境活動を支援していくと共に、ごみの減量化、適正処理に向けた様々な方策について、市民と協働して進めていく。

6-4 高齢化社会への対応

高齢化社会の進展により、決められたごみ置き場（ステーション）までごみを持っていけない方への対策として、市職員が各家庭の玄関先までごみを収集に伺う「(仮称)ふれあい収集事業」の実施について検討をしていく。

第6章 【資料編】

1 将来人口推計について

次に、推計方法①から⑤について、各年度の値を示す。

表6-1-1 推計方法①から⑤の推計結果

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均				
実績	203,006	202,587	201,858	201,151	200,358	199,416	198,142	-811				
前年度比較	-	-419	-729	-707	-793	-942	-1,274					
社人研	199,234	-	-	-	-	195,882	-	3,653				
実績との比較	3,772	-	-	-	-	3,534	-					
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
①社人研補正	197,530	196,918	196,305	195,081	193,883	192,685	191,488	190,290	189,092	187,717	186,343	184,968
②減少値平均	197,331	196,520	195,709	194,898	194,087	193,276	192,465	191,654	190,843	190,032	189,221	188,410
③毎年度更新値	197,624	196,570	195,538	194,473	193,408	192,242	191,127	189,964	188,814	187,653	186,436	185,265
④線形近似	197,726	196,925	196,124	195,323	194,521	193,720	192,919	192,118	191,317	190,515	189,714	188,913
⑤対数近似	198,913	198,637	198,390	198,167	197,963	197,775	197,602	197,440	197,289	197,147	197,013	196,886

2 ごみ量推計について

2-1 家庭系ごみ

(1) パターン①について

1) 概要

平成29年度から平成40年度にかけて、家庭系ごみ原単位が毎年度1%ずつ減少すると仮定して、家庭系ごみ量及び家庭系ごみ原単位を推計する。

2) 推計結果

次に、パターン①の推計結果を示す。

表6-2-1 平成29年度から平成40年度までの推計結果

	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
人口	人	197,624	196,570	195,538	194,473	193,408	192,242
家庭系ごみ原単位 予測	g/人日	494.5	489.6	484.7	479.8	475.0	470.3
家庭系ごみ量 予測	t	35,670	35,125	34,591	34,058	33,533	32,997
増減量 (H28に対しての原単位)	g/人日	-5.0	-9.9	-14.8	-19.7	-24.5	-29.2
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-457	-1,002	-1,536	-2,069	-2,594	-3,130
	単位	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
人口	人	191,127	189,964	188,814	187,653	186,436	185,265
家庭系ごみ原単位 予測	g/人日	465.6	460.9	456.3	451.7	447.2	442.7
家庭系ごみ量 予測	t	32,478	31,957	31,446	30,940	30,432	29,939
増減量 (H28に対しての原単位)	g/人日	-33.9	-38.6	-43.2	-47.8	-52.3	-56.8
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-3,649	-4,170	-4,681	-5,187	-5,695	-6,188

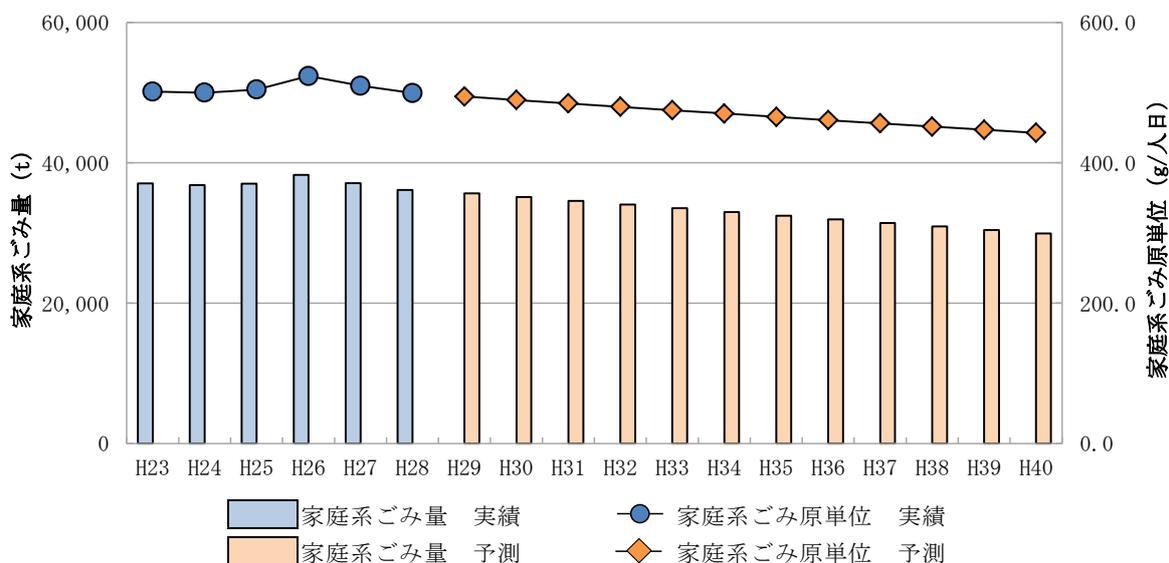


図6-2-1 平成29年度から平成40年度までの推計結果

(2) パターン②について

1) 概要

平成29年度から平成40年度にかけて、家庭系ごみ原単位が計1%減少すると仮定して、家庭系ごみ量及び家庭系ごみ原単位を推計する。

2) 推計結果

次に、パターン②の推計結果を示す。

表6-2-2 平成29年度から平成40年度までの推計結果

	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
人口	人	197,624	196,570	195,538	194,473	193,408	192,242
家庭系ごみ原単位 予測	g/人日	499.1	498.7	498.2	497.8	497.4	497.0
家庭系ごみ量 予測	t	36,000	35,778	35,560	35,337	35,113	34,872
増減量 (H28に対しての原単位)	g/人日	-0.4	-0.8	-1.3	-1.7	-2.1	-2.5
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-127	-349	-567	-790	-1,014	-1,255
	単位	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
人口	人	191,127	189,964	188,814	187,653	186,436	185,265
家庭系ごみ原単位 予測	g/人日	496.6	496.1	495.7	495.3	494.9	494.5
家庭系ごみ量 予測	t	34,641	34,401	34,164	33,925	33,676	33,440
増減量 (H28に対しての原単位)	g/人日	-2.9	-3.4	-3.8	-4.2	-4.6	-5.0
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-1,486	-1,726	-1,963	-2,202	-2,451	-2,687

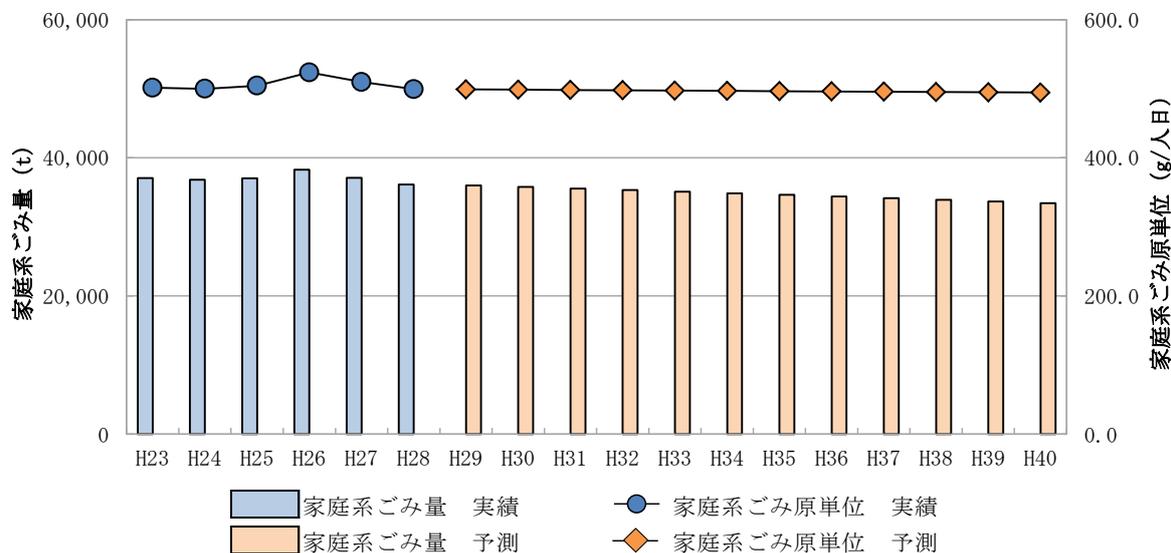


図6-2-2 平成29年度から平成40年度までの推計結果

(3) パターン③について

1) 概要

平成28年度と中間目標年度である平成35年度を比較し、家庭系ごみ原単位が1.0g/人日減少すると仮定して、家庭系ごみ量及び家庭系ごみ原単位を推計する。

2) 推計結果

次に、パターン③の推計結果を示す。

表6-2-3 平成29年度から平成40年度までの推計結果

	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
人口	人	197,624	196,570	195,538	194,473	193,408	192,242
家庭系ごみ原単位 予測	g/人日	499.4	499.2	499.1	498.9	498.8	498.7
家庭系ごみ量 予測	t	36,020	35,818	35,620	35,416	35,212	34,990
増減量 (H28に対しての原単位)	g/人日	-0.1	-0.3	-0.4	-0.6	-0.7	-0.8
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-107	-309	-507	-711	-915	-1,137
	単位	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
人口	人	191,127	189,964	188,814	187,653	186,436	185,265
家庭系ごみ原単位 予測	g/人日	498.5	498.4	498.2	498.1	497.9	497.8
家庭系ごみ量 予測	t	34,776	34,555	34,336	34,115	33,884	33,662
増減量 (H28に対しての原単位)	g/人日	-1.0	-1.1	-1.3	-1.4	-1.6	-1.7
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-1,351	-1,572	-1,791	-2,012	-2,243	-2,465

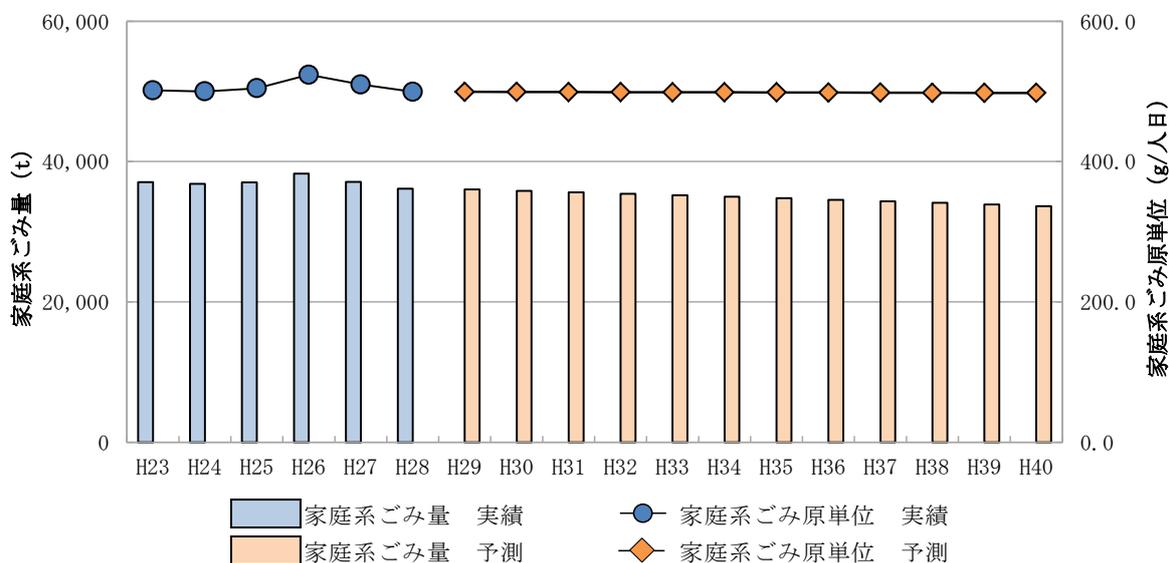


図6-2-3 平成29年度から平成40年度までの推計結果

2-2 事業系ごみについて

(1) パターン①について

1) 概要

平成29年度から平成40年度にかけて、毎年度、事業系ごみ量が1%ずつ減少すると仮定して、事業系ごみ量及び事業系ごみ原単位を推計する。

2) 推計結果

次に、パターン①の推計結果を示す。

表6-2-4 平成29年度から平成40年までの推計結果

	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
事業所数 想定	事業所	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727
事業系ごみ量 予測	t	30,770	30,462	30,157	29,855	29,556	29,260
事業系ごみ原単位 予測	t/事業所	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.8
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-311	-619	-924	-1,226	-1,525	-1,821
	単位	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
事業所数 想定	事業所	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727
事業系ごみ量 予測	t	28,967	28,677	28,390	28,106	27,825	27,547
事業系ごみ原単位 予測	t/事業所	3.7	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-2,114	-2,404	-2,691	-2,975	-3,256	-3,534

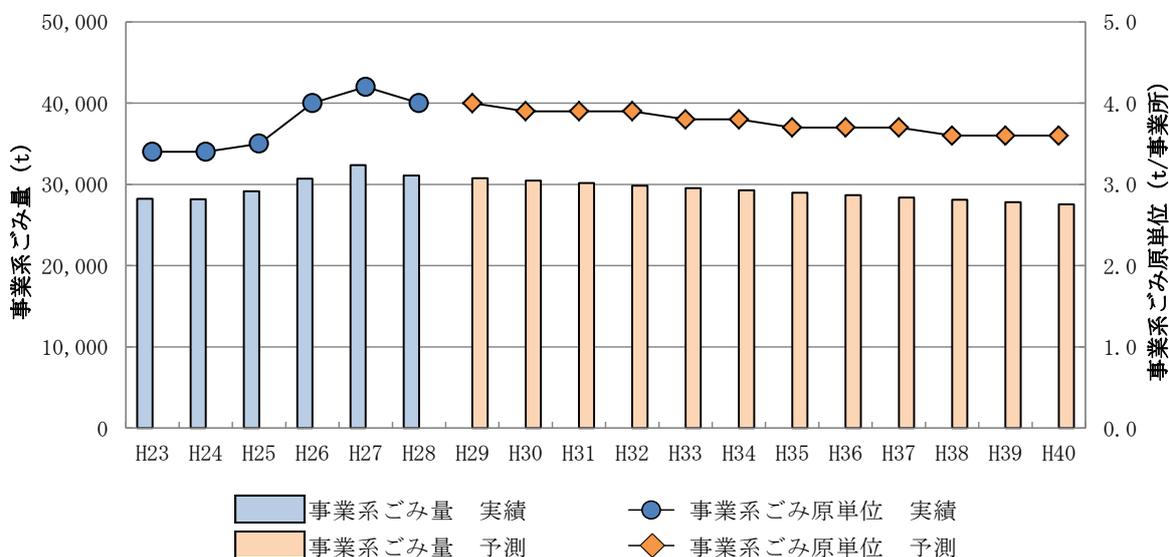


図6-2-4 平成29年度から平成40年度までの推計結果

(2) パターン②について

1) 概要

平成29年度から平成40年度にかけて、事業系ごみ量が計1%減少すると仮定して、事業系ごみ量及び事業系ごみ原単位を推計する。

2) 推計結果

次に、パターン②の推計結果を示す。

表6-2-5 平成29年度から平成40年度までの推計結果

	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
事業所数 想定	事業所	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727
事業系ごみ量 予測	t	31,055	31,029	31,003	30,977	30,951	30,925
事業系ごみ原単位 予測	t/事業所	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-26	-52	-78	-104	-130	-156
	単位	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
事業所数 想定	事業所	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727
事業系ごみ量 予測	t	30,899	30,873	30,847	30,821	30,795	30,770
事業系ごみ原単位 予測	t/事業所	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-182	-208	-234	-260	-286	-311

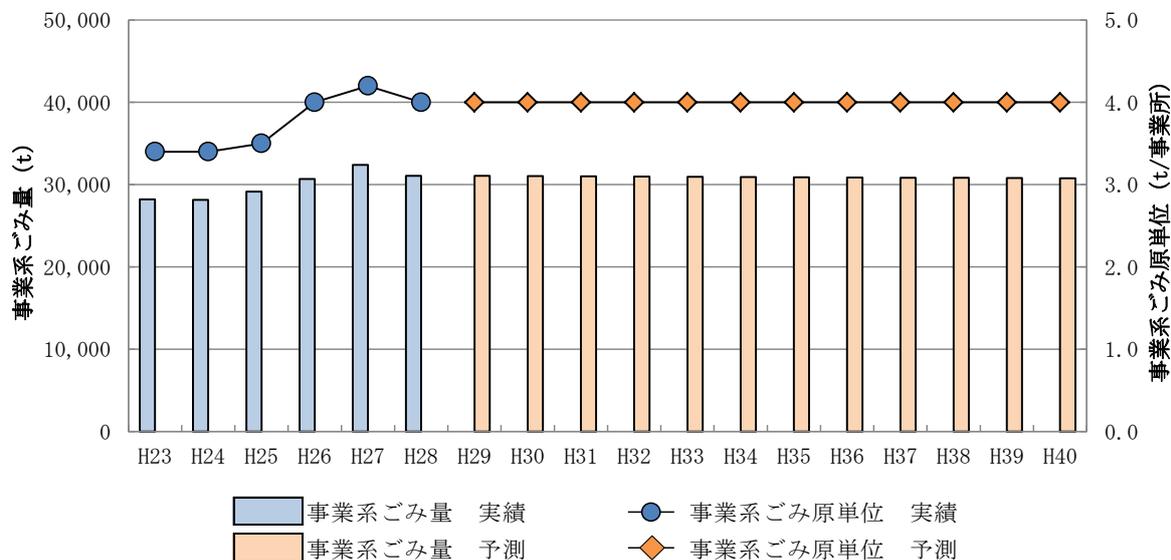


図6-2-5 平成29年度から平成40年度までの推計結果

(3) パターン③について

1) 概要

平成29年度から平成40年度にかけて事業系ごみ量が計4%減少すると仮定して、事業系ごみ量及び事業系ごみ原単位を推計する。

2) 推計結果

次に、パターン③の推計結果を示す。

表6-2-6 平成29年度から平成40年度までの推計結果

	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
事業所数 想定	事業所	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727
事業系ごみ量 予測	t	30,977	30,873	30,769	30,665	30,561	30,457
事業系ごみ原単位 予測	t/事業所	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-104	-208	-312	-416	-520	-624
	単位	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
事業所数 想定	事業所	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727
事業系ごみ量 予測	t	30,353	30,249	30,145	30,041	29,937	29,838
事業系ごみ原単位 予測	t/事業所	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
増減量 (H28に対してのごみ量)	t	-728	-832	-936	-1,040	-1,144	-1,243

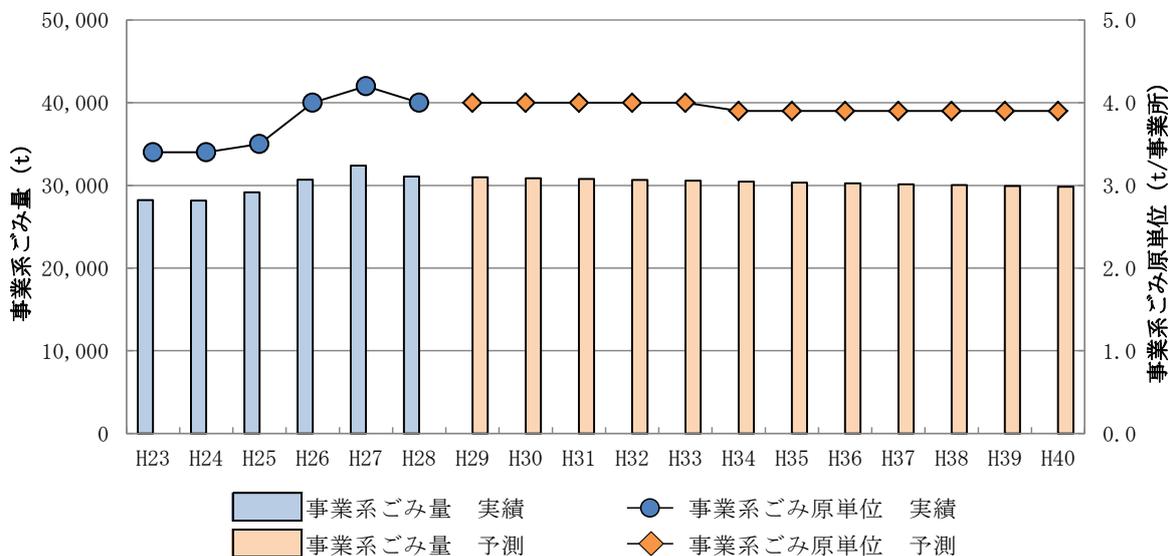


図6-2-6 平成29年度から平成40年度までの推計結果

3 ごみ量の実績及び予測について

3-1 ごみ量の実績及び予測(その1)

区分	単位	基準年度					H28における割合(%)	中間目標年度										目標年度		
		H24	H25	H26	H27	H28		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38		H39	H40
		実績値						予測値												
家庭系	家庭系ごみ量	t	36,832	37,042	38,290	37,105	36,127	-	36,020	35,818	35,620	35,416	35,212	34,990	34,776	34,555	34,336	34,115	33,884	33,662
	家庭系収集ごみ量	t	34,684	34,597	35,504	35,095	34,468	95.41	34,367	34,174	33,985	33,790	33,596	33,384	33,179	32,969	32,760	32,548	32,328	32,117
	(1) 普通ごみ	t	29,155	29,032	29,891	29,541	29,070	80.46	28,983	28,821	28,660	28,496	28,331	28,154	27,980	27,801	27,626	27,447	27,262	27,085
	(2) 可燃性粗大ごみ	t	222	219	234	233	226	0.63	227	226	224	223	222	220	219	218	216	215	213	212
	(3) 不燃性粗大ごみ	t	121	126	110	108	110	0.30	108	107	107	106	106	105	104	104	103	102	102	101
	(4) 埋立ごみ	t	217	206	190	193	167	0.46	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155
	(5) 廃乾電池	t	22	20	20	20	20	0.06	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	20	20
	(6) 廃蛍光灯	t	15	15	10	9	9	0.02	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	(7) 空きビン・空きカン・ペットボトル	t	1,716	1,762	1,904	2,154	2,132	5.90	2,125	2,113	2,102	2,090	2,078	2,064	2,052	2,039	2,026	2,013	1,999	1,986
	(8) ペットボトル(拠点)	t	88	71	59	40	32	0.09	32	32	32	32	32	31	31	31	31	31	31	30
	(9) プラスチック製容器包装	t	3,057	3,080	3,023	2,733	2,647	7.33	2,640	2,625	2,611	2,596	2,581	2,565	2,549	2,533	2,517	2,501	2,484	2,467
	(10) 紙パック	t	15	14	12	11	7	0.02	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	(11) 廃食用油	t	16	15	14	15	13	0.04	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	13
	(12) 小さな金属類	t	40	37	37	38	35	0.10	36	36	36	35	35	35	35	35	34	34	34	34
	家庭系直接搬入ごみ量	t	2,148	2,445	2,786	2,010	1,659	4.59	1,653	1,644	1,635	1,626	1,616	1,606	1,597	1,586	1,576	1,567	1,556	1,545
(1) 普通ごみ	t	1,342	1,438	1,597	1,293	1,095	3.03	1,091	1,085	1,079	1,073	1,067	1,060	1,054	1,047	1,040	1,034	1,027	1,020	
(2) 可燃性粗大ごみ	t	551	686	862	481	341	0.94	339	337	335	333	331	329	327	325	323	321	319	316	
(3) 不燃性粗大ごみ	t	255	321	327	236	223	0.62	223	222	221	220	218	217	216	214	213	212	210	209	
(4) 空きビン・空きカン	t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(5) ペットボトル	t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集団回収量	t	6,991	6,708	6,494	6,194	5,803	-	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	
事業系	事業系ごみ量	t	28,156	29,152	30,690	32,386	31,081	-	30,977	30,873	30,769	30,665	30,561	30,457	30,353	30,249	30,145	30,041	29,937	29,838
	事業系ごみ許可業者搬入量	t	24,129	24,955	25,700	26,241	26,326	84.70	26,237	26,149	26,061	25,974	25,885	25,797	25,709	25,621	25,533	25,445	25,356	25,273
	(1) 普通ごみ	t	23,621	24,427	25,098	25,705	25,791	82.97	25,702	25,615	25,528	25,444	25,356	25,269	25,184	25,098	25,012	24,925	24,838	24,757
	(2) 可燃性粗大ごみ	t	370	367	424	375	387	1.25	387	386	385	383	382	381	379	378	377	376	374	373
	(3) 不燃性粗大ごみ	t	40	56	52	45	46	0.15	46	46	46	46	46	46	46	45	45	45	45	45
	(4) 空きビン・空きカン	t	98	105	126	116	102	0.33	102	102	102	101	101	101	100	100	99	99	99	98
	(5) ペットボトル	t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(6) 可燃性資源化物	t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業系ごみ直接搬入量	t	4,027	4,197	4,990	6,145	4,755	15.30	4,740	4,724	4,708	4,691	4,676	4,660	4,644	4,628	4,612	4,596	4,581	4,565
	(1) 普通ごみ	t	3,639	3,798	4,583	5,146	4,026	12.95	4,012	3,998	3,985	3,971	3,958	3,944	3,931	3,917	3,904	3,890	3,877	3,864
	(2) 可燃性粗大ごみ	t	304	311	320	824	625	2.01	623	621	618	616	614	612	610	608	606	604	602	600
	(3) 不燃性粗大ごみ	t	82	85	85	173	102	0.33	102	102	102	101	101	101	100	100	99	99	99	98
(4) 空きビン・空きカン	t	2	3	2	2	2	0.01	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
(5) ペットボトル	t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(6) 可燃性資源化物	t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	合計ごみ量	t	64,988	66,194	68,980	69,491	67,208	-	66,997	66,691	66,389	66,081	65,773	65,447	65,129	64,804	64,481	64,156	63,821	63,500
減量化指数(H28:67,208 t/年を100とする)						100	-	100	99	99	98	98	97	97	96	96	95	95	94	

※平成29年度以降の細項目のごみ量は、平成28年度の実績の割合から算出している。

3-2 ごみ量の実績及び予測(その2)

	単位	実績値					予測値												
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	
人口	人	201,858	201,151	200,358	199,416	198,142	197,624	196,570	195,538	194,473	193,408	192,242	191,127	189,964	188,814	187,653	186,436	185,265	
事業所数	事業所	8,329	8,329	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	7,727	
合計ごみ量	t	64,988	66,194	68,980	69,491	67,208	66,997	66,691	66,389	66,081	65,773	65,447	65,129	64,804	64,481	64,156	63,821	63,500	
家庭系ごみ量	t	36,832	37,042	38,290	37,105	36,127	36,020	35,818	35,620	35,416	35,212	34,990	34,776	34,555	34,336	34,115	33,884	33,662	
資源ごみ量	t	4,892	4,942	5,012	4,953	4,831	4,818	4,791	4,766	4,739	4,712	4,681	4,653	4,624	4,595	4,566	4,534	4,503	
事業系ごみ量	t	28,156	29,152	30,690	32,386	31,081	30,977	30,873	30,769	30,665	30,561	30,457	30,353	30,249	30,145	30,041	29,937	29,838	
資源ごみ量	t	100	108	128	118	104	105	105	105	104	104	104	103	103	102	102	102	101	
自家処理量	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
集団回収量	t	6,991	6,708	6,494	6,194	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803	
総資源化量	t	11,562	11,141	11,405	11,112	10,614	10,600	10,578	10,557	10,535	10,513	10,489	10,467	10,443	10,419	10,396	10,372	10,350	
直接資源化量	t	31	29	26	26	20	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	
資源化量	t	4,540	4,404	4,885	4,892	4,791	4,777	4,755	4,734	4,712	4,690	4,666	4,644	4,621	4,597	4,574	4,550	4,528	
最終処分量	t	8,607	8,494	8,896	8,888	8,678	8,653	8,613	8,574	8,534	8,494	8,452	8,411	8,369	8,328	8,286	8,242	8,201	
処理後直接最終処分量	t	8,607	8,494	8,896	8,888	8,678	8,653	8,613	8,574	8,534	8,494	8,452	8,411	8,369	8,328	8,286	8,242	8,201	
直接最終処分量	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
減量化量	t	51,810	53,267	55,173	55,685	53,719	53,547	53,303	53,061	52,815	52,569	52,309	52,054	51,795	51,537	51,277	51,010	50,752	
焼却処理量	t	59,707	60,834	64,118	64,746	62,622	62,428	62,143	61,861	61,574	61,287	60,984	60,687	60,384	60,083	59,781	59,468	59,169	
家庭系ごみ原単位(家庭系ごみから資源ごみを除く場合)	kg/人	158.2	159.6	166.1	161.2	157.9	157.9	157.8	157.8	157.7	157.7	157.7	157.6	157.6	157.5	157.5	157.4	157.4	
家庭系ごみ原単位(家庭系ごみに資源ごみを含む場合)	g/人日	499.9	504.5	523.6	509.8	499.5	499.4	499.2	499.1	498.9	498.8	498.7	498.5	498.4	498.2	498.1	497.9	497.8	
家庭系ごみ原単位(家庭系ごみから資源ごみを除く場合)	g/人日	432.3	437.2	455.1	441.7	431.6	432.6	432.4	432.3	431.0	432.1	432.0	431.8	430.5	431.6	431.4	431.3	430.0	
事業系ごみ原単位(事業系ごみから資源ごみを除く場合)	t/事業所	3.4	3.5	4.0	4.2	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.8	
リサイクル率	%	16.1	15.3	15.1	14.7	14.5	14.6	14.6	14.6	14.7	14.7	14.7	14.8	14.8	14.8	14.9	14.9	14.9	
最終処分率	%	13.2	12.8	12.9	12.8	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	

3-3 ごみ量の実績及び予測(その3)

(1) 家庭系ごみ

単位：t

	H24	H25	H26	H27	H28	割合	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
合計	36,832	37,042	38,290	37,105	36,127	100.0	36,020	35,818	35,620	35,416	35,212	34,990	34,776	34,555	34,336	34,115	33,884	33,662
普通ごみ	30,497	30,470	31,488	30,834	30,165	83.5	30,074	29,906	29,739	29,569	29,398	29,214	29,034	28,848	28,666	28,481	28,289	28,105
不燃ごみ	257	243	227	231	202	0.6	202	201	200	198	197	196	195	194	192	191	190	189
資源ごみ	4,892	4,942	5,012	4,953	4,831	13.4	4,818	4,791	4,766	4,739	4,712	4,681	4,653	4,624	4,595	4,566	4,534	4,503
その他ごみ	37	35	30	29	29	0.1	29	28	28	28	28	28	28	28	28	27	27	27
粗大ごみ	1,149	1,352	1,533	1,058	900	2.5	897	892	887	882	877	871	866	861	855	850	844	838

(2) 事業系ごみ

単位：t

	H24	H25	H26	H27	H28	割合	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
合計	28,156	29,152	30,690	32,386	31,081	100.0	30,977	30,873	30,769	30,665	30,561	30,457	30,353	30,249	30,145	30,041	29,937	29,838
普通ごみ	27,260	28,225	29,681	30,851	29,817	95.9	29,714	29,613	29,513	29,415	29,314	29,213	29,115	29,015	28,916	28,815	28,715	28,621
不燃ごみ	5	7	6	5	4		7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6
資源ごみ	100	108	128	118	104	0.3	105	105	105	104	104	104	103	103	102	102	102	101
その他ごみ	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	791	812	875	1,412	1,156	3.7	1,151	1,148	1,144	1,139	1,136	1,134	1,129	1,125	1,121	1,118	1,114	1,110

(3) 合計

単位：t

	H24	H25	H26	H27	H28	割合	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
合計	64,988	66,194	68,980	69,491	67,208	-	66,997	66,691	66,389	66,081	65,773	65,447	65,129	64,804	64,481	64,156	63,821	63,500
普通ごみ	57,757	58,695	61,169	61,685	59,982	-	59,788	59,519	59,252	58,984	58,712	58,427	58,149	57,863	57,582	57,296	57,004	56,726
不燃ごみ	262	250	233	236	206	-	209	208	207	205	204	203	201	200	198	197	196	195
資源ごみ	4,992	5,050	5,140	5,071	4,935	-	4,923	4,896	4,871	4,843	4,816	4,785	4,756	4,727	4,697	4,668	4,636	4,604
その他ごみ	37	35	30	29	29	-	29	28	28	28	28	28	28	28	28	27	27	27
粗大ごみ	1,940	2,164	2,408	2,470	2,056	-	2,048	2,040	2,031	2,021	2,013	2,005	1,995	1,986	1,976	1,968	1,958	1,948